

インターネットと 情 報 偷 理

1999 年版

社団法人私立大学情報教育協会

インターネットと情報倫理

1999年版

社団法人 私立大学情報教育協会

まえがき

インターネットは、誰でも、いつでも地球規模で情報を受発信できるネットワークシステムとしてでき上がってきた。このネットワークを流れる情報は、すべて横並びの全く管理されない自由をもって飛び交っている。換言すれば、現在世界は、「情報混在」の時にあるといってよいのではないか。そして、この大きな流れは誰も押し止めることはできない。

これは、情報技術の進歩、特にネットワーク同士をつなぐ、インターネットワーク技術の進歩によっている。インターネットの経済面での特徴は、時空を越えることに対して殆どゼロに近いコストでそれを利用できることである。これまでの技術は、経済社会の中で拡がりがあると、必ずそれに比例するコストが必要であった。これがインターネットを爆発的に発展させた要因の一つであると見られる。また、人間は情報に対して非常な好奇心をもっていることも要因の一つであろう。

見方を変えると、インターネット上では、地球規模、すなわち国、民族の壁を超えて拡大し、「顔の見えない人間」が地球的規模で出合うのである。H. A サイモン氏は「人間の環境は人間である。」といっている。人間社会の基本は、「顔の見える人間」によって成り立っている。そこには、文化習慣など民族的な共通理解が底辺にあることはいうまでもない。この基本構造の上に、社会の諸制度、そして倫理も成立している。

今日の発展は、情報が中心となっていることは周知の通りである。情報社会には「情報倫理」が必要であることを、本協会はすでに1990年に本協会発刊の「私立大学における情報教育の目指すべき方向」の中で指摘している。その時点では、インターネット社会の急激な発展を想定していなかったが、情報を互いに利用・提供することに倫理が必要であることに私たちは気付いていた。そこで、本委員会は、1994年に発刊の「情報倫理教育のすすめ」の中で、「情報倫理」を「情報社会において、われわれが社会生活を営む上で、他人の権利との衝突を避けるべく、各個人が最低限守るべきルールである」と定義づけ、1995年には、情報倫理の諸問題について「情報倫理概論」として一つのテキストの作成を試みた。

その後、インターネットの急激な普及に伴い、ネットワーク上での犯罪をはじめ基本的な人権の侵害など多くの問題が毎日のように報道される中で、大学の教育現場でも好ましくない事態が見られるようになってきた。このような状況を憂慮して、本委員会では1996年から1997年にかけてインターネット上に展開する情報倫理問題の所在を明らかにし、その対応策として情報倫理規程モデルの作成、情報倫理の周知徹底などのガイドラインの策定に取り組んできた。そのような活動を経

て、1998年から情報倫理の問題は、インターネット抜きにしては考えられないことを重視して、「インターネットと情報倫理」というテーマで本書をとりまとめることとなった。

本書のとりまとめにあたっては、教員の方々にインターネットをより理解していくためのテキストとして、また、実際に授業を担当いただくときの授業展開のガイド役として活用できるように、授業の進め方、体制など多岐に亘る角度から各委員に検討いただいた。

第1章では、インターネットを理解することに重点をおいている。その仕組、社会への影響、インターネット情報活用、加害・被害の防止、社会秩序の形成の諸問題に亘り検討を行った。特に、社会秩序の形成の中で、「情報共有」の問題は、インターネット社会の根底にふれる共通の価値観であることが判明した。

第2章は、インターネット社会の情報倫理教育の進め方について紹介している。授業モデルについては十分ではないが、いろいろなケースに対応できるように考えた。授業環境についても、現実に直面している問題への対応など多面的に検討した。第3章は、インターネット情報倫理ガイドラインとして、加盟校からの意見を踏まえ、実際的なケースを掲げてとりまとめた。その他、犯罪、紛争、事故などの関連記事、諸法律などを資料編としてまとめられている。

とりまとめに際しては、委員総がかりで、極めてまとめにくい課題について取り組まれ、その成果をみることができた。各委員の熱意と努力に対し、厚く御礼申し上げる。特に、編集小委員（梅本、荒木、室伏の各委員）には、困難な仕事を担当していただき、改めて感謝する次第である。事務局も各委員の自由な意見の調整、整理など苦労は多大なものであった。特に、井端事務局長には、問題提起、まとめについて、常に有益なコメントをいただいた。

インターネットは、通信技術の発展とそれを利用する人間の際限ない欲求などにより今後一層普及していくことであろう。したがって、「情報倫理」の内容についても固定的な捉え方をするのではなく、その時代での価値観を背景に常に見直していくことが必要と考える。今後、情報倫理教育の実践を通じて、多くの体験、意見を寄せられることを切に期待するものである。

平成11年11月

情報倫理教育振興研究委員会
委員長 後藤 玉夫

目 次

まえがき

第1章インターネットを理解する

第1節インターネット社会の特質

| | |
|-----------------------------|---|
| 1. インターネットの出現によって何が変わる..... | 1 |
| 2. インターネットの仕組み..... | 4 |
| 3. インターネットの課題..... | 9 |

第2節インターネットにおける情報活用と問題点

第3節インターネットにおける加害・被害の防止

| | |
|-------------------------------|----|
| 1. インターネット利用に伴う著作権..... | 13 |
| 2. インターネット利用と個人情報保護、情報操作..... | 17 |
| 3. インターネット犯罪とセキュリティー技術..... | 22 |
| 4. 法的・技術的限界と情報倫理..... | 27 |

第4節インターネット社会における秩序の形成

| | |
|--------------------------------|----|
| 1. インターネット社会への参加と情報の共有..... | 29 |
| 2. インターネット社会におけるコミュニケーション..... | 30 |
| 3. インターネット社会と情報倫理観の育成..... | 31 |
| 4. 学校教育における情報倫理教育の必要性..... | 32 |

第2章インターネット社会における情報倫理教育の進め方

第1節情報倫理教育の授業モデル

| | |
|-------------------------------|----|
| 1. インターネットにおける情報倫理教育の考え方..... | 34 |
| 2. インターネット情報倫理教育の授業モデル..... | 34 |
| (1) 基礎教育（共通科目）の中での授業モデル..... | 34 |
| (2) 専門科目の中での授業モデル..... | 38 |
| (3) 情報専門科目の中での授業モデル..... | 42 |

第2節情報倫理教育のための授業環境

| | |
|------------------------------|----|
| 1. 教員組織、授業支援組織・体制 | 46 |
| 2. コース設計と素材データの収集、教材の作成、共同開発 | 46 |
| 3. 教室の環境 | 48 |
| 4. 教職員の研修体制 | 49 |

第3章資料編

| | |
|---------------------------|-----|
| 1. 「インターネット情報倫理のガイドライン」 | 50 |
| 2. ネットワーク技術、犯罪、紛争、事故等関連記事 | 65 |
| 3. ネットワーク運用管理規程の事例等 | 84 |
| 4. 著作権法及び関係法令 | 97 |
| (1) 著作権法（抄） | 97 |
| (2) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律 | 100 |
| 5. 関係団体一覧 | 103 |

第1章 インターネットを理解する

21世紀の高度情報社会においてインターネットは、人間生活の中心となると考えられる。インターネットの出現によって、われわれは、情報の受信と発信を時間・空間を超えて自由に行うことができるようになった。多様な情報要求に対して、情報交流の有用性と利用の利便性は、家庭、学校、職場、地域社会や国・政府など、全般に亘り急速に普及しており、いわゆるコミュニケーション革命をもたらした。

第1節 インターネット社会の特質

このコンピュータネットワークは、地球規模の情報通信網とその利用者によって情報通信ネットワーク社会を形成している。その特性は、デジタル化された情報が電子通信網を通じて交信されることである。インターネット社会は、情報交信の方法とその情報の性格から「顔の見えないコミュニケーション社会」あるいは「バーチャル・ソサエティ」であるとも呼ばれている。

1. インターネットの出現によって何が変わる

インターネットによって、われわれの情報活動は、これまで経験したことのない新しい時代を迎えることになり、生活に大きな変化をもたらしつつある。

例えば、居ながらにして買い物ができたり、知りたい情報をたちどころに調べることができたり、不特定多数の人々に呼びかけて会話することができたり、調査や評価などの手段としても活用されるなど、これまでの生活や仕事において、多岐に亘って利便性、有用性を提供してきている。他方、インターネットの出現は、利便性や有用性という面だけではなく、人間が持っている経験や体験そのものを共有することにより、倫理観や生き方について大きな示唆を与え、新しい精神文明の形成をももたらすことになる。

以下に、インターネットの出現によってもたらされる変化について考えてみよう。

(1) 国民に開かれた国作り

インターネット上に国、政府、地方自治体などの公的情報が掲載されるようになると、「情報公開法」の範囲で何時でも自由に受信し、利用することができる。利用できる情報には、従来の出版物をそのまま電子化したものや、数値などの原

データなどがある。前者の情報は、公的機関が責任をもって編集したものであることから、その利用については無料となる。後者の情報は、生の情報をCD-ROMのような媒体に格納するため、専門業者に委託する段階で生の情報が加工され公開されている例が多い。このような事態を回避する手段として、インターネットに許される範囲で生の情報をデータベースの形にして、どのような用途にも利用できるようにしておくことが望まれる。

他方、国民の側からすれば、国に対して直接民意を反映することが可能となるので、国と国民の距離を限りなく近づけた社会を形成することができる。

(2) 国境を越えた呼びかけ

国という枠組みがあっても、インターネットを利用すれば、国の壁を越えて、政治、文化、経済などの問題に関わることができる。

国家と国民との関係が直接国を越えて活動できることから、時には国益に関わらない世界に国民が関与することになる。国益を守るという国家の意義が希薄になる可能性すらあり、個人参加によるインターネット社会の成立もあり得ないことはない。

(3) 文化・芸術活動の普及と創造

文化面では、固有の文化をマルチメディアを駆使することにより、正確に継承することができるようになる。それには、民族、地域などの文化情報をデータベース化して、インターネット上に共有の情報を持つようになる。

芸術面では、広く芸術を理解するという面から、文化の違いを越えて多くの芸術に接することができるようになる。また、芸術作品の評価を国を越えて求めることができ、それらを踏まえてより高い芸術作品を創造することができる。

(4) 経済活動の効率化

これまでの産業社会の商取引とは異なった新しい方法が生まれてきている。つまり、物の流通に基づいた売買ではなく、情報流通によって物を売買するようになった経済流通革命である。この方法は、商取引や代金の支払い及び商品の宣伝、さらに求人・求職など経済活動において活用されている。インターネットは従来、企業の経済活動に利用してきた。最近は、証券会社、金融機関、通信販売、図書販売など商品売買や企業の広報にも利用されるようになってきた。

(5) 医療・介護・健康への支援

医療の面では、ネットワークを通じて、より高度な医療を受けられるようになる。例えば、地域の病院から難疾患を扱う病院にデータを送り指示を仰ぐなどの例がある。また、カルテの電子化が進むことによって複数の専門医から病気の診断を仰ぐことができるようになる。

介護の面では、介護を支援する施設関係者のためのネットワークとして機能することが考えられる。

健康面では、医療施設と薬局、さらには地域の厚生施設と連携して食事や健康状態の管理などのネットワークとして機能することが考えられる。

以上のような情報システムが社会システムとして実現するようになれば、医療費の高騰を回避することができるし、国民が自立して生活することへの生き甲斐を助長することにもなる。

(6) 魅力ある授業の実現

授業現場にインターネットを導入することによって、これまで実現し得なかつた授業を可能にする。例えば、インターネットを介して外部の専門家を招き、体験情報、現場情報などの紹介を通じて現実感覚を取り入れた動機付け教育が可能となる。また、バーチャルオフィスアワーを実現して、学内LAN上で教室外での準備学習を徹底し、学生個々にキメの細かい授業を提供できるようになる。さらに、学習成果としての作品、演奏などをインターネットを通じて学外の専門家に講評いただくことにより、これまでの閉じられた師弟関係から開かれた世界で、学生が授業を受けられるようになる。

他方、インターネットに授業を公開することにより、教育が1教室1大学というレベルではなく、世界という場で展開されることから、世界に通用する高い水準の授業を目指すことになる。

18歳人口の減少に伴い、大学の教育人口が激減する。しかし、一人でも多くの学生を教育するという大学の使命からすれば、キャンパスに通える学生のみならず、インターネットを通じて学びたい社会人に限りなく学ぶ場を提供する義務がある。このことは、大学財政の安定のためにも有用で、授業をネットワークで配信することにより経営面での安定化をはかることができる。

以上のように、インターネットの活用により、これまでの教科書中心の講義から、教員、教材、授業時間、教室の限界を超えて、教育活動、特に授業改革が起

こうとしている。

講義中心で教える教育から学生自らが学ぶ教育へと変化することができるばかりでなく、閉ざされた教育から開かれた教育を行うことにより教育の質的水準を向上できる。シラバス提示、教材の提示、参考資料の提示、レポートや課題の指示・連絡及び複数クラス間、複数教員間での情報共有が可能となり、教育効果を高めることができる。学生は、教員、学生、他の関係者との自由な交流によって、豊富な情報と経験を得ることによって学習効果を高めることができる。

2. インターネットの仕組み

インターネットは未成熟な道具なので、その可能性と限界を理解しつつ利用しないと、思わぬ不利益を被ることがある。それ故、インターネットの仕組みを簡潔に説明しておくこととする。

インターネットの利用により、個人あるいはグループ間での連絡や情報の共有が速く、安く、簡単になり、日常生活や社会全体のあり方にも大きく影響している。電話という道具を利用する際に、その仕組みを気にする人は少ない。これは、電話システムがすでに成熟し、完全に日常生活の一部となっているからである。しかし、たとえ電話であってもその仕組みを知ることは、一層の有効活用に役立つ。まして、未成熟であるインターネットについては、有効活用と不注意による加害防止・被害防止のための基礎知識として、その仕組みを理解しておく必要がある。

ひとまとめに考えられることが多いインターネットは、通信基盤の部分と、その上で動く電子メール、WWW(World Wide Web)、データベースなどの応用(アプリケーション)技術とに区別して考えると理解しやすい。

(1) 通信基盤としてのインターネット

インターネットの語源は、inter + networkで、ネットワークとネットワークをつないだものという意味である。インターネットの発祥は、1960年代後半のアメリカ国防省のARPANETであると言われ、参加者の善意と奉仕に支えられて運用される研究用のネットワークとして発展していた。しかし、1990年代に入り、アメリカやヨーロッパで商用化が進み、日本でも1993年から同じ道をたどっていて、今後世界中で一層利用が進むと推測される。それに伴い、インターネットに関わる情報倫理を強調する必要性も増大しているのが現状である。

インターネットの通信基盤は、あたかも道路のような網目状の接続である。そ

の上を、パケットと呼ばれる単位に分割され、宛名などを付与されたデータが、IPアドレスと呼ばれる番号で識別される出発地から目的地のコンピュータまで、何回か中継されつつ配送される。パケットは各中継点(ルータ)で一度蓄積されてから次に送り出されるため、混雑すると待ちが長くなり、遅れが大きくなる。あるいは最悪の場合、列に入りきれないパケットが消えることがある。いわば公道にあたるインターネット上に、送りきれないほどの無用かつ長大なデータを載せることは、他の利用者への大きな迷惑行為となる。

インターネットの通信速度は、必ずしも地理的な距離と関係がなく、主に通信経路の容量と混雑の程度で決まる。なお、高速なインターネット幹線では、パケット交換以外の新しい技術も導入され、動画像など単位時間あたりのデータ量が大きく、かつ実時間性が必要な情報の伝送のための通信帯域の予約も可能になりつつある。インターネットの通信の方向は、通常は一対一の双方向であるが、マルチキャストと呼ばれる一対多で参加者だけにデータが届く効率のよい通信方式も実験運用されており、テレビ式の会議や放送に近い番組の配信に利用されつつある。

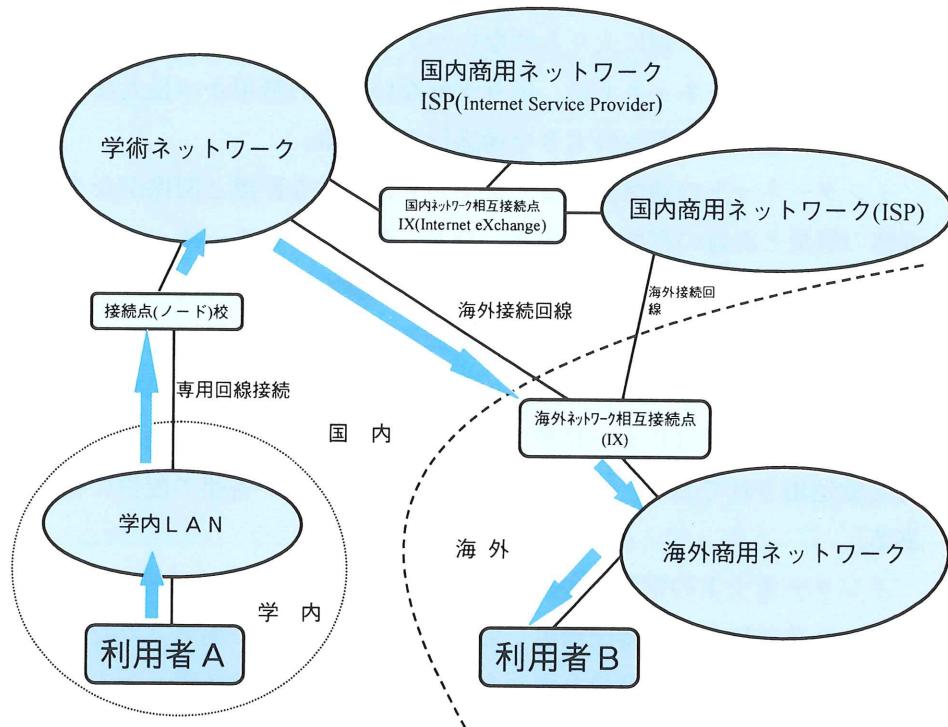
インターネットの常時接続部分の通信料金は、定額の場合がほとんどであり、大学や企業で何人が何時間利用しても通信料金は一定である。ただし、利用の増加に伴い、通信回線の容量を増やすための費用の増加は必要となる。

(2) インターネット通信の流れ

インターネットは、技術的に見れば単に通信経路の網目であり、個人や組織がそれぞれの所有するネットワークの相互接続で構成されていて、目的地に達するまでに、他人が所有するネットワークをいくつも通過することになる。インターネットが抱えている多くの問題の原因の一つはこれである。しかし、まだ電話システムのような国際的な取り決めがなされていないので、通信の流れについて利用者各自が注意する必要がある。なお、インターネット上で生じた諸問題の理解や解決のために、誰がどの部分に費用を払っているかも一つの判断材料となる。

現在のインターネットは、大学や企業が相互に接続しあうよりも、ISP(インターネット・サービス・プロバイダ)に接続して、有料または無料でサービスを受ける形態が一般的になっている。また、常時接続する形態の他に、個人が家庭から必要なときに電話をかけて接続する、ダイヤルアップ接続の利用が増えている。この場合は、ISPのネットワークが一時的に自宅まで延長されたという位置づけ

になり、その利用者は電話代の他に、時間に応じたインターネット利用料金を支払う。この利用形態では、電子メールやWWWのサーバは、ISPで提供するものを使うことになる。



「インターネットによる相互接続と通信の仕組み」

(3) インターネットの管理運用

インターネット全体としては、ISOC(Internet Society)という学会に似た組織がある。インターネットは、ネットワーク間を接続してできあがってきたものであるから、個々のネットワークの所有者・運用責任者が管理すべきものである。ただし、IPアドレス、ドメイン名の割り当て、IPアドレスとドメイン名の対応関係をつけるDNS(Domain Name System)の管理に関しては、国際協調のもとにNIC(ネットワークインフォメーションセンター)が行っている。

インターネットの管理運用は、次のように行われている。管理責任は、各ISPや各利用組織(企業や大学)にある。各ドメイン内のDNS管理の責任は、各ドメインにある。利用者とISP、ISP間、ISPと相互接続点の間で交わされている契約は、安定して中継するための技術的な内容が中心となっている。

各管理単位での利用目的は、独自に決められている。厳密に言えば、情報が通過するすべてのネットワークのAUP(Acceptable Use Policy)で、共通に許されている利用目的の通信しかできない。しかし、強制は難しい。また、商用ISPのAUPは広範囲にならざるを得ない。

セキュリティ管理は、各組織などが行う。そのための情報提供は、国家予算によるものからボランティアによるものまでさまざまであり、監査サービスのビジネスも生まれてきている。ただし、技術的事項については、比較的標準化されており、インターネットRFC(Request for Comments)という文書で管理されている。集中管理されていない、明確な協定もない協力体制という否定的な見方もあるものの、このように緩やかな連携のもとで、すべてをオープンに議論することが、新しくインターネット社会に参入した人におおむね受け入れられているようである。

(4) 応用（アプリケーション）技術

インターネットの通信機能を利用した応用技術の中では、電子メールとWWWがもっとも広く使われており、それらの不注意な利用や流通する情報の内容に問題を生じやすいので、それらの仕組みを解説する。なお、TELNET、電子メール、WWWなど、よく使われる応用技術のサービスは、UNIXやWindows NTをOS（オペレーティング・システム）とするコンピュータで提供される場合が多く、それらのコンピュータはサーバと呼ばれる。

① 電子メールの仕組み

利用者宛の電子メールは、利用者が加入しているプロバイダーなり、大学なりである各ノードのメールサーバにあるメールボックス、すなわち、いわば郵便局の私書箱宛に配達され、そこに保管されている。したがって、利用者が自分宛ての電子メールを読むには、インターネット接続されたメールボックスにアクセスしてコピーを作成し、それを読むことになる。なお、コピーを作成した際に、オリジナルを私書箱に残す設定とすることも、消去する設定とともに可能である。

利用者が電子メールを発信するには、作成した電子メールをプロバイダーのメールサーバに送付し、インターネットを通じて受取人の所属するプロバイダーに配信してもらう。即時に配信されたプロバイダーは、その電子メールを受

取人のメールボックスに保管する。それ故、電子メールは、日常的に読む習慣のある受取人との通信手段として活用されている。

メーリングリストを設定する、多数の宛名を記すなどすることにより、同内容の電子メールを同時に多数宛に送信できる。このような電子メールにそのまま返信すると、全員へその返信が送信されてしまうので注意を要する。いわゆる不幸のメール・知り合いへの緊急転送依頼メールなどは、容量を超える情報を流通させて、通信速度低下などをねらったものがほとんどなので、転送に協力してはならない。添付メールには、ウイルスが含まれていることが少くないので、ウイルスチェックをしてから開くことが望ましい。

インターネット上を電子メールが配達されるルートは、固定されていない。また、途中で経由する各ノードでは、そこを通過する電子メールの内容を読むことが不可能ではない。この意味で電子メールは、封書ではなく葉書のようなものである。それ故、パスワードやクレジットカードの番号など内容を秘密とする情報の伝達に、電子メールを使うことは危険である。この危険を回避すべく、暗号化と鍵の技術が開発され実用化されている。

② WWWの仕組み

Webページの閲覧は、利用者が指定したノードのWWW(World Wide Web)サーバ上に発信者が置いて提供している文書・画像・音声その他のファイルを、利用者のパソコンへ転送することにより行われる。したがって、利用者は、Webページ上のファイルを複写し、自分のディスクなどに保存できる。また、WWWサーバ上に置いたファイルは、世界中から閲覧・複写可能である。

自分のホームページを作成すれば、従来はマスコミが提供する情報の受け手でしかなかった市民も、容易に情報の発信者になれる。他方、発信する情報の内容について、嫌がらせや犯罪行為の被害を惹起しそうな私的情報は載せないこと、他人の著作権を侵害しないこと、犯罪に該当しないことなどに、留意しなければならない。なお、学生によるホームページの作成は、インターネット内で練習させ、教員の責任で内容を点検してからインターネットに載せることが望ましい。

教育機関では、いわゆる有害ホームページへのアクセスを制限する必要がある。そのためのソフトなども市販されているが、有害か否かを判定する基準如何、ホームページ数の急激な増加により調査・点検が追いつかないなどの問題

を抱えている。

ホームページ上の誘いに応じて、プログラムなどをダウンロードし保存すると、国際電話への接続に設定を変更される、ウィルスが含まれているなどの危険が大きい。ホームページ上でアンケートに回答する、送金のためにクレジットカード番号を記入するなどは、たとえ相手を信用できる場合でも、途中に通過するノードで盗聴される恐れがあるため危険である。なお、ホームページ画面の左下にある鍵のマークが閉じたモードでは、通信内容が暗号化されている。

3. インターネットの課題

(1) 利用者認証

指紋など身体の特徴などによる方法は未だ高価なため、利用者認証をアカウント名とパスワードの組合せの一一致により行うことが一般的である。それ故、システム管理者は、利用者の意識を高めて、推測されやすいパスワードをつけない、頻繁にパスワードを変更させるなど、パスワード管理を徹底しないと、インターネットを通じた悪意の侵入者によるシステム破壊やシステムの悪用を生じる。

(2) 回線の許容量

情報の流通速度は、インターネット回線の許容量に依存しているので、いわゆるボトルネックを減少させるために、スーパーハイウェイ構想など基幹回線の整備が各国で急がれている。

(3) 情報倫理の啓蒙・普及

情報社会の歴史は浅いので、その中の生活に必要不可欠な情報倫理を、幼児期からの家庭教育の中で自ずと身に付けて育つ状況にはない。また、学校における情報倫理教育もインターネット利用者の増大に追いついていない。法制度の整備、学内規則の整備などとともに、情報倫理の啓蒙・普及に努めないと、被害や加害が多数発生することとなる恐れが大きい。

第2節 インターネットにおける情報活用と問題点

情報の受信・発信の双方向性、自由性、即時性、広域性、利便性などの特性を持つインターネットは、われわれの日常生活そのものを情報生活と一体化することになった。これらは、システムが持っている特性に基づき、居ながらにして迅速に情報交信できる利点をもつが、利用の集中による順番待ちという欠点もある。また、システム利用においては、様々な問題を持っている。

ここでは、インターネット利用の事例を中心に情報活用とその問題点を探る。

(1) 情報参照（レファレンス）の活用

事実情報、人名、地名、事件、旅行情報、法律情報や企業および団体などの情報は、これまで辞書辞典類などの印刷資料やCDないしはCD-ROMを利用していただが、これらの情報は必要に応じて即座に検索できる。例えば、就職情報は、従来は、会社に電話や直接訪問をしていたが、インターネットで居ながらにして必要な情報を受容し適切に対応できようになっている。中には、質問が提示され一次試験の機能を果たしている企業もある。これからは、インターネットができるない者は、就職に不利になる。また、「六法全書」から必要条文をネットで居ながらにして検索することもできる。アメリカの「ブリタニカ百科事典」は、全巻をネットで無料公開している。しかし、発表時は、多数の受信者が殺到したため受信不能になったと伝えられている。これらは、情報源の典拠の正確性や入力時と検索時とのタイムラグの理由から、最新性の問題とプライバシーの問題を含んでいる。

(2) 国と国民の情報交流

これまで官庁・行政資料は、印刷資料によって公表されてきたこともあって、特定個人や団体には情報が届くが、広く一般には届かなかった。インターネットを利用すると、誰もが必要に応じて情報を入手することができる。また、国民の意見や要望を反映させたり、アンケートにより民意を聴取することができる。

例えば、「住民台帳法」が改正され、「番号社会」となった。便利さとともにプライバシーの侵害など個人情報の保護が大きな問題となっている。また、政治家の評価をデータベース化し、これをネットで引き出し活用できるシステムが開発されている。アメリカではすでに実施されており、データを定期的に公表している。これには、正確性と客觀性および権威が伴うことが必要である。そうでない

と意図的な情報となり、情報操作による被害を与える危険性がある。

(3) 商品の売買

商品の売買、株の売買や金融など商品の売買や支払いに利用される。例えば、郵政省と富士・三和・あさひ銀行は、インターネット決済を行うことを決めている。また、証券会社は、株の売買をネットで行うようになった。印刷業界もネットで電子取引、販売、電子地図などのように、紙からネットワークへと転進しようとしている。これらは、公開情報となるので秘密の保持や情報を悪用される危険性を持っている。架空商品の売買や詐欺行為およびねずみ講、薬物の売買など法律に違反した商行為などの問題が起こっている。中学3年生が架空商取引きをしたのはその例である。このほか電子書籍の分野では、衛星通信を使用して、書店やコンビニに配信し、読書端末機で情報を配信しようとしている。現行では学術資料を電写本として保存し、注文を受ければ1冊でも印刷製本して購入者に送る方法が開発されている。さらに、オンデマンド出版システム、情報内容のネットワーク配信につなげるシステムが開発されている。

(4) ピアノ演奏をネットで指導

例えばヤマハでは、ネット上で音楽データをやり取りして楽器演奏を学ぶ授業を実験的に始めた。ピアノ、バイオリンなどの楽器演奏や声楽にかかる分野では、優れた指導者に地理的なハンディを越えて指導が受けられる道が開けてきた。

(5) 音楽配信サービス

インターネットを利用して音楽を流すこともできる。例えば、日本では、日本ビクターとNTTが衛星を利用して、レコード店に専用端末機を置いて配信する計画が進んでいる。消費者は、店頭で録音したメモリーを家庭用携帯端末機に差し込むとCD並の音質で聴くことができる。店頭における在庫は不要になり、流通コストが大幅に削減できて一曲当たりの料金がCDの $\frac{1}{3}$ から $\frac{1}{5}$ の価額で提供できるとされている。この場合、音楽著作権やレコード会社、音楽プロダクションなどの利害関係や不正コピーの氾濫などが問題となってくる。

(6) 絵画などの美術品

絵画や美術品の出力をして利用することが多くなってきている。音楽情報と同

様に知的財産権、複製権、販売権などの問題を持っている。

(7) 健康・医療情報

健康や医療に関する情報は、電子化して公開されることにより複数の医療機関などの連携を得ることが可能となり、良質な医療サービスを受けることができる。

厚生省では、上記のようなサービスを目指してカルテの電子化を進めており、検査記録、受診歴、投薬歴など体系的に患者情報を蓄積し、他診療機関での連携受診に役立てるよう企画、準備している。しかし、カルテの電子化は、個人情報が漏洩したり改ざんされたりする危険性をはらんでいる。

(8) 大学の授業公開

大学の授業改善の一手法として、授業内容やその進め方および使用参考書などの「シラバス」をインターネットで公開できる。例えば、出版業界では、大学向けのデジタルコンテンツの作成に向け、事業化を図る動きもある。また、横浜国立大学では、国公立4校共同でネットを利用して大学の研究成果を公開し、企業に移転する計画を始めた。この他に外国や国内の大学間でのインターネットを介して、遠隔地との授業や学生の交流などが行われている。この場合、教育現場に次のような問題が発生している。

① 常識的な心得

私信をメーリングリストに流したり、必要以上に長いメッセージを書くなどの問題が起きている。その結果、口論が始まったり、トラブルに嫌気がさして参加しなくなったり、他人の書いたものを読まなくなったりする。

② 偽名電子メール

学生が授業用に利用しているメーリングリストに外部から不まじめなメッセージが投稿された。投稿者のアドレスはその授業に関わっていない学生であった。これに対して教員と学生は、早速、抗議のメールを送ったが、そのメールを投稿したのは他の人物であり、偽って利用したことが判明した。

③ 民族・文化的摩擦

一人の学生が1995年の終戦記念日に終戦直後の日本の状況について、在

日韓国人・韓国人を侮辱しかねない内容のメッセージを書いた。これに対して教員が対応する前に一人の日本人のボランティアが長文のメッセージを書き、侮辱的なメッセージを書いた学生をたしなめ、さらに、日本と韓国との正しい歴史と日本人の歴史的認識を示した。これによって誤解や対立を避けることができた。このように世界的な情報の交信は、異文化、民族的、人種問題ばかりでなく、国家的な政治問題に発展しないとも限らないので、これらにも十分に配慮した教育が必要である。

第3節 インターネットにおける加害・被害の防止

1. インターネット利用に伴う著作権

なぜ著作権を問題にするのか。それはインターネットが巨大なコピー装置であるためで、インターネットの上には、WWW、匿名FTP、ネットニュース、ミラーサイトなど、さまざまなコピー用ユーティリティーが整備されている。しかも、インターネットの世界には情報共有の伝統もある。だからこそ、私たちはコピーという行為に慎重でなければならないと同時に著作権を正しく理解しなければならない。

(1) どこが問題か

インターネットの普及に伴い、つぎの四つの理由から、著作権を意識しなければならなくなっている。

- ① インターネット上を流れる著作物はデジタル型であるから、オリジナルと同等のコピーを容易に作成でき、しかも、量産可能である。
- ② デジタル型の著作物は、容易に操作と改変ができ、しかも、その証拠を見つけにくい。それ故、一見全く新しく作られたように見える情報が、実は誰かの著作物を素材としていたということがあり得る。
- ③ インターネット上に載った著作物は容易に他人に転送でき、それを受け取った者がさらに第三者へ転送することも容易であるから、一つの著作物を容易に多数者で使い回しできる。
- ④ 多数の者がアクセス可能なインターネット上に著作物を載せることは、アクセスした多数の者にコピーを渡すことである。

現在の著作権法は、アナログ型の著作物を対象にしており、このような事態を予想していなかった。アナログ型の著作物では、コピーはオリジナルより品質が劣り、操作と改変はすぐに見破られ、送受の相手を特定でき、アクセスした者にコピーを手渡してしまうこともありえなかった。したがって、アナログ型の著作物用に作られた法律でデジタル型の著作物を料理し、なんとか辻褄をあわせようとしているのが現状である。問題点を現行の法律に無理にはめ込もうとすると矛盾を生じたり、空白の領域が残ったりしてしまうのである。最近は著作権法が毎年のように改正されている。しかし、技術の変化があまりにも速く、しかも予想外の方向に展開するので、改正がなかなか現実に追いつかず、現行の法律ではカバーできない点をどうしても生じてしまう。とは言え、この問題を放置はできないので、当事者間の契約で補うとか、関係者の倫理観に頼るとかされている。

(2) 現行著作権法の原則

著作権制度の原則について、必要最小限のことを紹介しておく。

- ① 著作権法がコントロールするのは、著作物の複製であるコピーであり、読む受信アクセスなどの使用を含まない。ホームページにリンクをはる行為は、一見、複製に見える。しかし、物理的に見ればコピーではなく、法的にもコピーではないと理解されている。
- ② 著作権法の保護を受けるものは、著作物である。例えば、人間の外にある客観的なデータなど人間の思想・感情に関係ないもの、標語や見出しなど短かすぎて創作的ではないもの、アルゴリズムなど表現ではないものは、著作権法の対象にならない。
- ③ 著作権法は、著作者の権利を守るためにコピーの制限をすることなどで、著作物の保護を図っている。しかし、著作物は文化の発展のために必要なものであるために、「私的使用」や「図書館や教室における著作物の利用」については、利用者のコピーを認めることで、逆にいえば、著作者の権利を制約することでバランスをとっている。

(3) インターネット上の著作権

① コピー

デジタル型の著作物では、オリジナルとコピーを区別できず、コピー行為を無限回くり返すことができるので、著作権の侵害を生じやすい。デジタル

型の著作物を扱う業界では、ユーザーの勝手なコピーを制約するために、例えばゲームソフトなどの著作物に鍵をかけ、正当なユーザーに対してのみ鍵を渡すという慣行ができている。また、コピー回数を限定する仕掛けを装着している場合もある。ユーザーがコピー保護装置を外す行為は、著作権法違反である。

② 操作と改変

デジタル型の著作物は、画像であれば自在に切り貼りや変形をし、音楽であれば変形や合成をくり返し、素材とは似ても似つかぬ著作物に化けさせることができる。化けた著作物の中にもしも元の素材を発見できれば、その著作物は二次的著作物（つまりコピー）となる。もしも発見できなければ、独立した著作物（つまりオリジナル）となる。前者の場合には、原著作者の許諾を得る必要があるが、後者の場合にはその必要はない。しかし、どこまで似ていなければ独立の著作物になるかを個別に判断するための尺度はない。

著作権には、著作者人格権が含まれており、著作者人格権のなかには同一性保持権という権利がある。原著作者は、自分の著作物のコピーを許しても、原型をそのままの形に留めることをユーザーに要求できる。つまり、二次的著作物の製作者は、操作や変形について原著作者の同意を得なければならない。パロディは、自由社会のなかでは表現の自由によって保障される社会批判の一種である。したがって、パロディをめぐって、著作者人格権と表現の自由とが衝突する。日本の最高裁は前者を上位に置き、米国の最高裁は後者に優位を与えている。

③ 送信

通信ネットワーク環境においては、著作物はcopyの形で伝達されるとともに、送信者の手のなかにも残る。すなわち、著作物の数が同時に増殖されてしまうところに、送信という操作の特徴がある。そこで、通信ネットワーク環境において、著作権法は公衆送信権を設けており、その中には著作物をシステムにアップロードする権利である送信可能化権も含まれている。著作物をシステムにアップロードしただけで、それをエンド・ユーザーに送付しなくとも、著作権法がコントロールする行為となる。

インターネット上には、多数の著作物が国境を越えながら流通している。著作権法にはベルヌ条約があり、基本ルールは国際標準化している。しかし、細

かいルールは国ごとに違う。したがって紛争が生じた場合に、どこの国の法律が適用され、どこの国裁判所が訴訟を管轄するのかという問題を生じる。これについて、現在、まだ定説はない。

④ アクセス

デジタル著作物は、多数者から容易にアクセスされ、次のような問題が起り得る。電子掲示板にアップロードされた著作物が海賊版であったときは、誰が、どのように責任をとるべきか。もちろん、その海賊版をアップロードした者は、違法な行為をしたことになる。事業者がユーザーの不正行為を知っていた場合には、責任を逃れられないだろう。だが、それを知らなかった場合には、免責になるといってよい。この例については、著作権法とは別に、電子掲示板事業者は、通信事業者か出版社かという問題もある。もしも前者であれば、通信の秘密を楯に免責を申し立てることもできる。だが、後者であれば、何らかの責任をとらなければならない。

(4) 新しい秩序の必要性

インターネットは、研究者がユーザー主導で開発したので、情報を共有しようという発想がある。また、不特定多数に情報を発信できる。これら二つの要素があいまって、従来の著作権法では規定し得ない現象が発生している。

例えば、ソフトウェアの共有、共同開発などが活発に行われるようになり、コピー、ソースコードの配付・再配付、変更などを認めるフリーソフトウェアの利用が進展している。フリーソフトウェアが普及する背景としては、著作権者の権利を最大限に擁護するために、市販のソフトウェアは、複製の制限、ソースコードの非公開、改変の制限など、あまりにも多くの使用上の条件が課され、著しく自由度の少ないものとなっていたことがあげられる。

また、インターネット上での教材の相互利用については種々の解決すべき課題がある。現行の著作権法では、授業のために作成した教材の著作権は、一義的には作成した教員にあると考えられるが、教育は教員の重要な業務である上に、教材の作成の過程では大学の施設・設備・人的資源を使用する場合が多いと考えられる。それ故、作成された教材は、広い意味では大学の知的財産である。インターネット環境では、それらの教材をインターネット上に掲載して教員同士で共有することが行われるし、大学以外のネットワークに掲載して利用料を得るような

場合さえ考えられる。このような場合には、大学の使命である教育とうまくバランスを取りながら、大学の知的財産を保護するルールを取り決めておくことが必要となるだろう。

以上その他に、インターネットの出現によってソフトウェアの利用ルールにも変化が生じようとしている。従来のルールでは、著作物のコピーについて（私的利用は除く）契約を結んでいたが、インターネット環境では「使用」あるいは「アクセス」に対して著作者の権利を認めるような方向に進んでいる。これは契約による権利の拡大である。その結果として、ネットワーク経由のアクセスに対して、一件ごとにカウントして料金を取り立てるという方法が実用化しつつある。このためには、前もって、著作物ごとに管理用の記号や番号を付けておく必要がある。このような記号・番号を著作物管理情報と呼ぶ。たとえば、書籍にISBN (International Standard Book Number)、CDにISRC (International Standard Recording Code) がある。著作物管理情報は、権利にかかわる情報であるから、これを改ざんすると法に触れることになる。

2. インターネット利用と個人情報保護、情報操作

(1) インターネット利用と個人情報保護

① 個人情報の不正常な利用の危険性

インターネットというコンピュータ・ネットワークを介した情報の受信・発信が発達することは、利便性をはじめ種々の点で経済発展に資するとともに、個人の消費生活にとっても有益であるとされている。しかし、その場合に、個人情報がコンピュータ・ネットワークを流通することにより、情報が流出、漏洩し、あるいは悪用される危険がいちじるしく増加してきている。

インターネット上での情報の受発信は、第一に、情報が必然的に流出する仕組みとなっているので、情報を受け取った側に厳格な情報管理が求められている。例えば、インターネットを利用した医療相談は、その一例であって、遠隔地から活用できるという利便性がある反面、このような性質を内在している。

第二に、過失により情報を流出させてしまった結果として、情報を漏洩する危険性がある。例えば、個人情報が個人識別の機能をも果たすため、その危険は一層顕著である。

第三に、インターネットを利用して情報を収集・蓄積することにより、それらを不正利用する恐れがある。これまで、情報の漏洩は、国、地方自治体など

の機関で蓄積された個人情報が比較的多かった。ところが、インターネットの世界では、個人が情報の送り手であると同時に受け手となり得ることから、個人のレベルで情報が蓄積されることが可能になり、そこから漏洩するという事態も視野に入れて対応しなければならなくなってきた。そこに、これまでにない特徴とそれに伴う危険性が潜んでいる。

② 個人情報保護をめぐる国内外の動向

ア. 國際的な動向

国際的な個人情報保護への対応は、1980年に経済協力機構（OECD）が採択した「プライバシー保護と個人データの国際的流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」に基づき、加盟国自身で「OECD 8原則」に沿って国内法を整備することに務める。プライバシー保護の名目で設けられ個人データの国際流通に対する不当な障害を除去することに努めることなどを勧告したことに、原点を見ることができる。

その後、各国において種々の対応がされてきているが、大別して二つの際だった姿勢の違いがある。一つは、EUを中心として、インターネットによる情報の受信・発信にかかる諸事項について標準化を図るとともに、個人情報が第三者の手に渡らないように政府の主導により対処すべきであるとする動きがある。他方、日米を中心として、公的規制を最大限に排除し、業界の自主ルールによるべきであるとする対照的な動きがある。

個人情報の保護については、一部の国が十分なる保護対策を打ち出しても、他の国がそれに見合った対応策を施していないと、前者における努力は実を結ばないおそれがでてくる。こうした事態を懸念して、1998年にEUは、個人情報保護について十分な対応策を探っていない第三国に対しては、個人情報を移転させないことができるとする決定を行っている（「EU個人データ保護指令」）。

イ. 国内における動向

わが国においても、「OECD 8原則」を基礎として、個人情報保護に向けて種々の対応に努めてきている。その一方で、故意による個人情報の漏洩、過失による個人情報の流失など、程度の差はあるものの、時代の流れに反する現象は後を絶たない状況にある。とりわけ、通信事業者からの個人情報の漏

洩が顕著である。郵政省も、すでに平成10年には「個人情報保護に関するガイドライン」を定め、そこでは、「通信履歴を他人に提供しないこと」、「利用明細を利用者以外に交付するときは利用者の通信の秘密に配慮すること」、「発信者の個人情報を他人に提供しないこと」、「料金の不払い者情報は他の電気通信事業者間と、不払い発生を防ぐ目的以外に交換してはならない」などについて規定している。

政府の高度情報通信社会推進本部は、最近の個人情報の相続ぐ漏洩という事態を重視し、平成11年7月には、個人情報保護検討部会を設置し、行政官庁をはじめ、各界からヒアリングを行い、個人情報保護を法制化する方向で作業を進め、同年10月20日には、座長私案を公表するまでに至っている。そこでは、個人情報保護システムの基本的考え方として、「法律の整備を図るとともに、民間における業界や事業者などの自主的取り組みを促進し、全体としてこれらを組み合わせて最適なシステムとして構築することを基本とする」旨を明らかにしている。

(2) インターネット利用と情報操作

① インターネット利用に伴う新しい形態の情報操作

情報操作という概念については、学術用語として確立したものではないようであり、多様な用い方をされているようである。これまで、本協会では、長年にわたり情報倫理教育のあり方について検討を重ねてきた。それらの成果は、適時に公表され、平成7年5月には、情報教育研究委員会第三分科会の名をもって『情報倫理概論1995年版』を発行し、その中で情報操作の概念について、「情報処理の領域において、特定の意図のもとに情報を操作し、それを悪用しようとするときに起きる倫理問題としての意味に用いる。」と述べている。

もとより、時間の経過により、社会的にも情報をめぐる種々の問題が生起し、状況も著しく変容しつつある。インターネットの普及が顕著である現時点で、情報操作という概念について、従来の概念を前提として考えていくことに強い疑義を投げかける意見もある。さらに、そもそもインターネットを介して情報操作を行うことは不可能ではないかという見方もある。しかし、現在の本委員会の業務は、本協会における事業の一環として、ここに至る成果の積み重ねの上に形成され、途中委員会の組織変更はあったものの、継続性を保ちながら遂行してきた経過と使命に照らし、今回も上記の概念を前提として考えていくこ

とした。

従来、情報操作というと、情報を大量に、同時にかつ広範囲に伝達させ、それによって世論の大勢を自己の意図する方向ないし結論に誘導することが想起されていた。したがって、こうした情報の操作ができる者は、このような情報伝達の媒体を有する者、または、そうした媒体を有する組織を動かすことができる者にはほぼ限定されていた。しかも、そうした者による情報の操作は、大規模にわたり、したがってその影響は極めて大きい。

ところが、インターネットを利用することにより、新しい形態の情報操作が考えられるようになってきた。インターネット社会においては、だれでもインターネットを利用することにより情報操作をすることがあながち不可能ではなくなってきたのである。とりわけ、犯罪として明確に区分できない情報操作が可能になったことは、注視すべきことである。例えば、インターネットを利用して作為的なアンケート調査を実施し、その結果に多数決原理を適用して意図的な結果を作出するという危険性がある。このように、だれでも容易に情報操作を行うことが可能になり、しかも大規模にしてかつ短時間に実行でき、その影響は極めて広範囲に及ぶ恐れがある。こうした事態が現実化してくると、反対にインターネット利用者への教訓となって、情報の内容を注意深く吟味するようになり、結果として、情報操作に対する一般的な覚醒効果を生じさせるという状況を想定することも期待できないわけではない。

インターネットを利用した場合の情報操作の特徴は、情報の流布のために短時間で準備が可能であり、情報を迅速かつ広範囲へ流布するのに最適であるなどの特徴がある。しかも、それが個人レベルで可能であるということである。

情報操作は、それを操作する者の意図に問題の原点がある。報道機関などのいわゆるマスコミが行うのと規模を比較すると、小さく、したがって影響力はいちじるしく劣っているが、情報操作という点においては共通したものを見ることができる。問題は、むしろどのような形態をもって情報操作というかという点にある。一つの見方は、個人若しくは少数者による自己の主張の提示と情報の照会とみるのに対し、他の見方は、まさしく個人による情報の不正操作であり、今後類似の事例が続発することを懸念するということもあり得る。その点では、許されるか否か判断が難しい事例が多くなると予想されるし、それに伴ってあるいは情報操作というもの自体について、新たな見方を生じてくるかもしれない。

② インターネット利用における情報操作に向けた対応

インターネット利用における情報操作という事態が、規模と程度の差はあるものの、増加するようになると、その形態も多様化し、それに向かた対応も一様ではなくなるてくる。したがって、個別的なケースに即した対応を迫られることとなる。

例えば、公職選挙法に基づく選挙が近づくと、恒例になる報道機関が行う選挙予測について、情報操作であるとして批判的な見方をする向きがある。しかし、その場合にも、報道の自由と各社の個別の社会事象に対する姿勢の違いがあるのみならず、少なくとも報道活動の一環として行われている。したがって、それが社会的に情報操作の役割を営んでいるものと懸念される余地があったとしても、法的措置を講ずることは極めて困難であるばかりでなく、報道の自由という民主主義社会における生命線を侵害するという致命的な誤りを犯すことになる。これに対し、個人による情報操作については、報道活動という正当な業務の一環として行われるわけではないので、報道機関による場合と比較してかえって対処しやすいという見方もある。しかし、インターネットは個人が広く社会に向けて自己主張をし、あるいは不特定多数の者に情報を容易に伝達できる点に一つの特徴がある。その点に着目すると、自己の主張の提示と情報の照会という正当な意見公表と情報操作とを識別することは、極めて困難となる事態も予想される。しかし、意図的な情報をインターネットに流通させることの影響力は、インターネットの性格に照らし見過ごすことはできず、個人あるいは団体の名誉を棄損する事態を生じることもありうる。

報道機関については、その情報を報道することが公共の目的という趣旨からなされたことが証明できれば、名誉棄損が成立しないということもありえる。これに対し、個人については、自己の主張の提示あるいは情報の照会をもって公共の目的という大義名分が成立することは、一般的には困難である。この意味では、個人については、法的対応も一定程度の効果を期待できるかも知れない。しかし、たとえ虚偽情報といえどもといったんインターネットに流通すると、それは無制限に流布されてしまう。したがって、理論的には法的対応が可能であっても、その実効性ははなはだ疑問である。また、情報操作については、一般に自分が被害者の立場になることだけを想定しがちであるが、個人がインターネットを利用して主張を提示し、あるいは情報を照会することにより、本人には加害の意思がなくても、客観的にはそれが加害の意思があるものと見なさ

れ、情報操作となってしまうこともありうる。

このように見えてくると、紛争処理よりも紛争予防ないし被害予防に対応策の比重を置く必要があるとともに、さらに加害予防へと事前の対応の重要性が増してくるのである。そのためには、インターネット上の情報について、真実と真実でないものを見分けるための情報識別能力を利用者が身につけることが重要になってくる。さらには、インターネット社会に生きる者として、情報倫理観の育成を図ることが必要になってくるのである。

3. インターネット犯罪とセキュリティー技術

(1) インターネット犯罪への対応

インターネットの普及に伴い、それを利用した反社会的な行為も行われるようになってきている。しかし、インターネット犯罪と呼ばれることがある行為の全てが犯罪なのではない。何故なら、法的責任のうち刑事責任を追及するには、事前に法律で明確に当該行為が犯罪であると定められていなければならないからである。インターネットの安全・快適な利用を阻害する行為は多々ありうるもの、それらの行為の中で法律により犯罪であると明記された行為のみがインターネット犯罪なのである。

刑事責任を追及する目的は、当該行為者が再び同じ行為を行わないように、また、その他の者が当該行為を行わないようになることである。しかし、刑事責任は、当該行為が行われた後に事後処理としてしか追及しえないのであるから、犯罪の発生を事前に効率よく防止する手段ではない。

インターネット犯罪を、インターネットとの関わり方により二種類に分類できる。その第一は、インターネットを犯罪の新たな道具として利用する一般犯罪である。第二は、コンピュータのハードウェアやソフトウェアを対象とする新種の犯罪であり、セキュリティの侵害を伴う。ただし、セキュリティ侵害が物理的な方法のみによる犯罪は、インターネット犯罪と呼ぶにふさわしくないであろう。

インターネットを利用して行われる一般犯罪は、多種多様であり、その全てを網羅することはできないので、行われやすい犯罪類型を列挙するにとどめることとする。インターネットを利用すると否とを問わず、一般犯罪のもっとも有効な加害防止手段・被害防止手段は、家庭教育・学校教育・社会教育を通じて、規範意識・防犯意識を身に付けさせることである。

パソコンおよびインターネットの普及があまりにも急速であるため、高度情報

社会の影の部分に関する知識や常識を親が有しておらず、子育ての過程で親から子へと伝えられてきていないなど、インターネット利用に際して必要不可欠な規範意識が、家庭教育においては育まれてきていない。また、初等・中等教育においては、インターネットの光の部分が着目されてしまい、影の部分である情報倫理の教育が皆無か、不十分なものとなっている。その結果、加害者・被害者ともにその内面において、一般犯罪についての規範意識・防犯意識とインターネットの影の部分とが、未だにうまく結びついていないと思われる。

したがって、被害防止のためには、高等教育においても、インターネットを道具として利用した犯罪の実例や手口を教育することが、現在では有効であろう。加害防止については、「検挙に勝る防犯なし」など犯罪捜査機関の検挙努力が有効であると考えられるものの、上記のような内容の被害防止教育が同時に加害防止教育にもなると期待される。なお、インターネットの利用に有効に対処するために、国内犯・国外犯、犯罪の予備行為と実行行為、実行の着手時期などについて、判例・学説による再考が必要となっている。以下に、インターネットを道具として用いる一般犯罪について紹介する。

① 正犯・教唆犯・幇助犯

殺人罪・傷害罪・暴行罪など生命犯・身体犯について、インターネットのみを用いて実行正犯に該当する行為を行う事態は考えにくい。しかし、ほとんど全ての犯罪について、インターネットを用いての共謀共同正犯・教唆犯・幇助犯は、発生しうる。なお、いわゆる通信傍受法に電子メールまでが含まれている理由の一つはこれであろう。

② 宣伝・販売行為

禁制品などを除き、Webページや電子メールを用いて宣伝して注文をとり物品を販売すること自体は、犯罪に該当しない。しかし、その物品が禁制品などである場合には、販売行為は犯罪に該当する。また、購入行為もその所持などが犯罪に該当することがある。なお、現に発生した青酸カリの販売行為は、被疑者死亡として処理されたものの、少なくとも自殺関与罪に該当するケースであった。

③ 賭博など禁止行為

わが国は賭博行為を原則として禁止しており、宝くじなどは特別法により例外的に許されているにすぎない。それ故、これらが禁止行為とされていない外国のホームページに国内からアクセスして賭博行為を行うことやその勧誘・取次ぎを行うことは犯罪に該当する。

④ 詐欺罪

禁制品などばかりでなく合法的物品の場合にも、代金を指定口座に振り込んでも物品が送付されない、送付された物品がホームページの写真と異なるなど、詐欺商法の場合がありうる。しかも、新聞広告などによる通信販売とは異なり、広告メディアとして利用されたインターネットプロバイダなどに対しては、生じた被害の損害賠償請求はできない。また、善意の寄付金の依頼などに応じた場合に、示された用途にその寄付金が必ず使われるという保障はない。すなわち、インターネットの利用者は、詐欺罪の被害に遭わないよう内容の真偽を自己の責任で慎重に判断しなければならない。

⑤ わいせつ物陳列罪など

いわゆるわいせつ画像を国内のプロバイダーのサーバ上に設けたホームページに掲載してアクセスさせることは、原則としてわいせつ物陳列罪に該当する。たとえ画像にマスクをかけてあっても、それを容易に外せる場合には同罪と扱うのが、現在の捜査実務である。サーバに載せてあるファイルを直接ダウンロードさせる方式でも、同様であろう。

わいせつ物陳列罪は、国内犯である。それ故、外国のプロバイダーと契約して、いわゆるわいせつ画像をそこに掲載することは、同罪に該当しない筈である。ところが、外国のプロバイダーへのファイル送付が、日本から行われたケースについて、ファイル送付行為自体を同罪の実行行為であるとして処罰した下級審判例がある。

⑥ コンピュータ犯罪

コンピュータ利用の普及を踏まえ、1987年の改正により刑法に、電磁的記録不正作出及び供用の罪（161条の2）、電子計算機損壊等業務妨害の罪（234条の2）、電子計算機使用詐欺の罪（246条の2）が追加され、19

91年に改正されている。これらの制定時には、インターネットの普及を予測していなかった。しかし、インターネットを利用して行う犯罪にも、これらの条文の適用も考えられない訳ではない。加えて、2000年2月に施行されるいわゆる不正アクセス禁止法は、これらの犯罪の予備に過ぎない行為までも犯罪とし、刑事責任の追及を可能としている。ただし、刑事責任の追及は事後処理にすぎないので、システム管理者およびユーザーは、被害防止・加害防止のために、セキュリティ技術などによる対応を充実することが、必要不可欠である。

(2) インターネットにおけるセキュリティー

インターネットの技術的な本質は通信である。通信におけるセキュリティーには、通信システムに関するセキュリティーと、通信内容に関するセキュリティーがある。

① 通信システムに関するセキュリティー

通信の安定化を図るには、到達性が確保され、通信内容の改ざんを防止でき、受信者が発信者を特定でき、通信内容および通信事実の漏洩を防止できなければならない。

ア. 到達性の確保

到達性を脅かすものには、物理的な攻撃と情報による攻撃がある。

物理的な攻撃には、物理的に対応するより他ない。ネットワークの接続拠点を損壊や切断などから守ることはある程度可能であるが、光ファイバーなどによる通信路の全てを完全に守ることは現実的に不可能である。なお、情報による攻撃については後述する。

イ. 通信内容および通信記録の漏洩・改ざん防止

通信内容の改ざんは、暗号技術を用いることにより一部防止することができるが、それをもって全ての解決策とはならない。

例えば、ほとんど全てのユーザが使用している米国製Webブラウザなどに含まれる暗号の場合、専用解読機で数分の一秒で解読可能であり完全な防御はできない。また、公開鍵暗号を用いる場合に発信元の公開鍵の安全性を保

証する方法があるが、国際的な取り決めが行われれば、なお一層安全性は向上するであろう。

以上のように技術をもって対処しようとしても、完全に通信内容などを保護できる方法は、おそらく存在しないであろう。秘密にしておきたいことは、通信してはならないのである。大学の場合、学生の個人情報の取り扱いには特に注意が必要であり、現状で考えられる最大限の技術的対応が求められる。

ウ．発信者の特定

発信者の特定も前述の改ざん防止の場合と同様の対応を行えば、公開鍵暗号を用いた電子署名（デジタル署名）により可能である。電子署名も通常の署名と同様に偽造しにくいものであり、発信者の識別が高いという性質を持っている。

② 通信内容などに関するセキュリティー

通信内容などに関するセキュリティーは、不適切な情報をいかにして検出するかに尽きる。不適切な情報には、不正なアクセス、ウィルス、チェーンレター、不要な広告、名誉を毀損する情報、プライバシーを侵害する情報、知的財産権を侵害する情報、文化摩擦を引き起こす情報、礼儀に反する情報など、様々なものが存在する。知的財産権を侵害する情報、例えば違法複製については、あらかじめオリジナルの情報に電子透かし（デジタル透かし）を入れておくことで検出可能である。これ以外の不適切な情報については、例えば、不正アクセスについては、ファイアウォールの設置やアクセスログの監視などによって対応が可能である。また、ウィルスについてはウィルス除去プログラムなどにより対応が可能であるが、いずれも完全ではない。

上述のような不適切な情報を検出した場合、ネットワークの管理者は、速やかに実情を調査するなど対処する必要がある。その結果、例えば被害が拡大しないよう利用者の使用を一時停止するなど、即時的に対処し得る権限を有することが必要である。

通信による利益を享受するには、不適切な情報により損失を受けることがあることも覚悟しておかなければならぬ。より大きな利益を得るために接続環境の高度化、利用範囲の拡大をすればするほど、覚悟しておかなければならぬ。損失もより大きなものになることが予想される。損失の可能性をゼロにで

きる唯一の技術的方法は、接続を切断することであるが、これでは問題は解決しない。通信を使用する以上は、不測の事態を予想し、対応できる範囲内での予防策を常に講じるように努めることが重要である。

4. 法的・技術的限界と情報倫理

不正行為に対応するための技術的対策や、抑制防止のための法律が必要なことはいうまでもない。しかし、それらが決して万全の対策とはなり得ないことに留意すべきである。

法的規制や技術的対策は、情報システムの安全対策としては対症療法的な効果しか期待できない。これに対し情報倫理教育は、その効果発現までには時間がかかるが、最も有効な対策として評価できる。いわば情報社会全体の健全さの確立をめざす情報倫理は、不正行為に対し強力な免疫力を発揮する。以下に、その理由について若干の考察を試みてみよう。

(1) 法的規制の限界

不正行為を予防するには、法律による規制が有効であるとされている。新規に法律を制定して予防策を講じても、対症療法的にはそれなりの有効性は期待できるが、決して万全なものではない。不正行為を犯した者には、法律に基づき制裁が加えられる。この方式により電子情報への不正行為を根絶できるかといえば、答えは否である。制裁を加えられることにより、恐怖心が人々の情報行動に作用すると、人々の情報行動が消極的になり、その結果、得られるはずの利益を得られなくなる。つまり何もしなければ法を犯すことは無いので、積極的な情報行動を抑制するという現象をもたらすことになる。言い換えれば、社会全体の情報行動を無気力化してしまうという危険性を孕んでいる。

すなわち、法的規制には、情報行動の活力を削ぎかねないという副作用があることに留意しておく必要がある。規制の対象は必要最小限にとどめておかなければならぬ。

(2) 技術的対策の限界

インターネット社会は、特定の権力に独占されることなく広く市民に開放されており、電子情報技術は無限の可能性を持っている。

しかしながら、そうした技術力が電子情報への不正行為を具現化する分野にも波

及し、かつ大衆化していっている事実を忘れてはならない。もちろん、こうした好ましくない技術行使に対して、これに対抗する防衛技術も存在する。また技術自体の一層の高度化を図ることによって、悪に強い情報システムの実現をめざす努力もある。いずれにせよ、悪に働くとする技術に対し、より強力な技術で対抗するという果てしない高度化への競争が展開されるのである。

その極限はとどまるところを知らず、それによって失われる経済的損失は、はかり知れないものになろう。

とは言え、現在考えられている暗号化技術や電子透かしなどの情報セキュリティ技術が、無意味なものというわけではない。期待できる技術は、錠前効果だけである。外出するとき居宅に施錠をしていかない人は、まず居ないであろう。その施錠が厳重であればあるほど、防犯効果は大である。しかし、それによって外敵の侵入が絶対的に阻止できるとは、誰も信じてはいない。

情報セキュリティ技術も同じである。これを活用しない情報システムは、空き巣狙いに開放したも同然の無施錠の家屋と同じ危険にさらされる。しかし施錠が万全の安全を保障してくれないと同じく、情報セキュリティ技術もまた、確率論的な差異は厳然として存在するものの、絶対的な安全を提供してはくれない限界がある。問題は、これだけの技術で安全対策が十分であると過信してしまう危険である。

(3) 情報倫理観の確立と教育への要請

以上見てきたように、情報システムに関連する法的規制や技術的対策は、インターネットにおける加害・被害の防止策として、対症療法的効用にしかならない限界を持っている。

もちろん、こうした対策をないがしろにはできないが、根本的には情報倫理観の確立と、その普及以外に万全の対策は見当たらない。この新しい概念の確立のためには、旧来の倫理価値観にとらわれることなく、電子情報化世紀の様相を見据えた、新しい倫理価値観の確立が望まれる。それだけに、この問題は、社会の情報化の進展に伴って、常に問い合わせるべきであり、その時代での新しい価値観を背景に継続的に見直されることを前提としている。従って固定的な捉え方をするのではなく、誰でもが何時でも自らの問題として意識するよう努めることが肝要である。このような情報倫理とその教育の問題に対して、教育の実践を通して、多くの意見を寄せられることを期待するものである。

第4節インターネット社会における秩序の形成

1. インターネット社会への参加と情報の共有

(1) インターネット社会への参加

インターネット社会に参加することは、地球規模に開かれた情報交信を展開することにより、万人が経験と知恵を分かち合いながら、互いの権利と義務を尊重する世界を創造することである。したがって、そこに関わる人間は、世界的な情報の生産者であるとともに、また、同時に利用者でもある。すなわち、生産者は、発信する情報に責任を持ち、有為な情報を提供する姿勢が求められる。他方、利用者には、生産者の情報を尊重しつつ、情報が適正な内容であるかどうかを識別する判断が求められる。ややもすると、必要としない情報や不正な情報が混在していたりするからである。それには、インターネットで情報を収集し、発信する能力と合わせて、情報の不正な利用に対しても自らを律することができるような行動規範を持つことが必要である。

(2) 情報の共有

欲すれば誰でもが情報を持つことが可能になることから、いわゆる「情報を共有する」という価値観を正しく理解することが、インターネットに参加する人々に求められる。情報共有の源は人間である。人間そのものが情報なのである。人間が持っている情報を如何に共有することができるのか、という問題が情報共有の課題であり、また、そのままインターネットの課題ともなっている。

物質文明の世界では、人間は「物」という形のある情報を通して、長い年月を費やして改善を図ってきた。他方、精神文明の世界ではどうであろうか。人間としての生き方などのような情報は、経験、体験を通してはじめて理解し得るものであることから、十分に伝達することができなかつた。ところが、インターネットの出現により、人間が持つ情報を限りなくリアルに蓄積し、現世、後世に伝えることができるようになったので、人間が創り出してきた知恵を世界的規模で共有することにより、新しい精神文明を創造することが可能となる。

情報は、個人から世界へ、世界から個人へと万人が共有する知的財産である。したがって、インターネットに参加するものは、個人であれ、組織であれ、世界資産を創り、また利用するという姿勢で臨むことが求められる。

2. インターネット社会におけるコミュニケーション

(1) ネットワークコミュニケーションの変遷

コンピュータネットワークは、コンピュータ同士を接続するものである。特に、情報技術の第1世代のホストコンピューティングの時代には、高性能のコンピュータは高価であったため、遠隔地にある高性能のコンピュータをネットワークによって、直接手もとにあるかのように使う必要があった。この手段がリモートログインである。また、遠隔地にあるコンピュータからネットワークを介して、大量のデータや大きなプログラムを受け取るものがファイル転送である。このようなコンピュータネットワークは、コンピュータ同士の通信を中心とするコミュニケーションの手段であった。

一方、インターネットでは、ファイル転送やリモートログインと比較すると、コミュニケーションの形が基本的に違う。ファイル転送やリモートログインの相手はコンピュータそのものであるのに対して、インターネットの電子メールやメーリングリストの相手は、コンピュータの向う側にいる人間そのものである。インターネットは、人ととのコミュニケーションの手段なのである。

(2) インターネットコミュニケーションの特徴

インターネットコミュニケーションには、情報を伝達する対象者が限定的な場合と、限定的でない場合の二種類がある。

相手を限定したコミュニケーションとしては、電子メール、メーリングリスト、電子掲示板、チャットなどがある。1対1のコミュニケーションとしては電子メールがあり、1対多のコミュニケーションとしては、メーリングリストや電子掲示板がある。これらはリアルタイムで会話するのではなく、時間差をおいてコミュニケーションをとるもので、相手が、その時、その場に居なくても情報を届けることができる。また、受け手からすれば、何時でも必要な時に情報を取り出すことができる。これに対し、リアルタイムで情報伝達が可能なものとしてチャットがある。これは、多対多のコミュニケーションが可能であるが、その対象はあらかじめ登録したメンバーに限定されている。

相手を限定しないコミュニケーションとしては、Webページ（ホームページ）がある。これは情報伝達の相手を限定しないで、誰もが世界中の不特定多数の人々に情報を届けることができる。受け手からすれば、知りたい情報を、居ながらに、また、世界中から得ることができる。上記のコミュニケーションとの相違

は、文字、静止画、動画、音声などを自由に組み合わせ、かつ大量の情報を発信できる点にある。

他方、インターネットによるコミュニケーションは、デジタル化されていることから、電話や新聞やテレビなどのデジタル化されていない情報に比べて、受け取った情報の蓄積、加工、および共有が容易であり、見知らぬ人々を結びつけてしまう手段である。

3. インターネット社会と情報倫理観の育成

インターネット社会は、地域的隔たり、年齢、職業などを越えて情報を共有することができ、しかもいつでも受発信できることが、その長所であり、これまでにわれわれが経験しなかったことである。この光の部分を一段と鮮明にするとともに、拡大していくことは、社会生活に多大な進歩をもたらすものと期待される。その反面で、インターネット社会は、情報の真偽を確認することが困難であり、情報に対する信頼性が基盤になってこそ成り立つ社会である。

したがって、情報の共有による光の部分の増進は、個人であれ団体であれ、社会生活を営む者が、情報に対する自己責任を負うことを前提としてはじめてかなえられることである。それによって、情報を取り巻く秩序が形成され、相手方からの情報を信頼して受信できるとともに、それに対応して自分も適切な情報を提供することとなる。これは、理論的説得力なり法的分析によって形成される性質のものではなく、体験しながら理解を重ねることによりはじめて育成されることで、内心への働きかけによる判断能力を養うことこそ最も重要である。

インターネットは、各自の個性と好みに応じて自由闊達に利用することにより、健全な普及を図ることができるものと期待されている。しかし、情報倫理に反する利用者の出現により、その期待や高度情報社会の光の部分が稀薄になってしまうことが懸念される。インターネットに限らずどのような社会でも、構成員には、社会秩序を形成し維持するために、自ら遵守すべき最低限度のルールがある。たとえ、規範として明文化されていなくても、社会の各分野において多く見られるように、暗黙の合意という不文律で秩序が形成されており、一切の行為がすべて許されることにはなっていない。

4. 学校教育における情報倫理教育の必要性

(1) 情報倫理を育成するための教育

① 学校教育の段階に応じた情報倫理教育の必要性

情報倫理は、他人の権利との衝突を避けるべく、各個人が最低限度守るべきルールであり、その内容が自ずと個人の行動基準となることが求められている。それには、他人との権利の衝突の状況やそれがもたらす影響などを、インターネットでの体験や見聞を通して、継続的に、かつ連続して、身近な問題として体得させることが望ましい。また、最近では、犯罪と意識しないで低年齢者が行う加害行為の報道がよく見受けられる。例えば、中学三年生によるインターネットを利用した薬物の架空販売による詐欺事件は、その一例である（平成11年10月17日付け朝日新聞朝刊）。他者に与える被害はもとより、当事者本人の信用の失墜など、その影響は極めて甚大である。児童、生徒、学生の将来を考えると、こうした事態の防止は極めて重要である。それ故、抑制的な対応は教育方法として不適切という意見を考慮しても、加害防止の必要性は是認されるべきであって、単に紛争予防、被害予防に止まるのではなく、一歩進んで加害予防へと力点を移行する必要がある。

情報化社会に向けた時代の趨勢と社会的要請を考えると、情報倫理教育は、学校教育の特定の段階になってはじめて実施すれば足りるものではなく、初等教育の段階から学齢に応じて、継続して積み重ねていくことが必要であり、教育の段階に応じた多様な方法による情報倫理教育を展開することが必要になる。以下に、各教育段階における情報倫理教育の留意点をあげる。

ア. 小学校・中学校における情報倫理教育

児童・生徒は、初等中等教育課程において未成熟とはいえ、情報との関わりを持つようになる。この段階における情報とのふれあいは、情報に対するその後の判断を育成する基盤となる。それ故、学校教育を通じて情報の価値および情報の尊さを身に付けさせることが、極めて有益かつ必要である。

それには、学齢に応じた授業運営をはじめとして、教材などについても工夫と配慮が必要となる。例えば、児童・生徒の身のまわりにある出来事などを素材にして、情報について親しみを持たせるとともに、情報を互いに共有する習慣を育成することが重要である。また、教育を行う前提として、教員自身が情報について正しく認識し、児童・生徒へのお手本を教員の行動を通して常に分かり易い形で示す姿勢を堅持することが要請される。

イ. 高等学校における情報倫理教育

高等学校教育における情報教育は、普通教育と専門教育という異なる二つの課程を包含するとともに、大学教育への架橋としての役割を担っている。

普通教育では、教科「情報」の目標として、平成11年3月に文部省が制定した「高等学校学習指導要領」において、「情報及び情報技術を活用するための知識と技能の修得を通して、情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させ、情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育てる。」とされている。具体的には、情報の収集、発信に伴い必要とされる情報社会での心構えや、誤った情報や偏った情報が人間の判断に及ぼす影響、不適切な情報への対処法について取り扱うとされている。

ウ. 大学教育における情報倫理教育

情報倫理の問題は、情報社会に生きる人間のあり方に関わる問題である。そのことから、その内容は多岐に亘るとともに、時代による価値観に伴い変化するものである。高校以下の教育は、モラルという側面から断定的に行動を規制する教育が中心となっているが、大学での教育は、個人の自主的な判断に基づいて、自己の内的規制ないしは自己統制を行えるようにする自律的な加害防止教育が中心となる。いわゆる「モラル(moral)」に対して「エシックス(ethics)」であって、社会正義に適うかどうかという立場から判断能力を育成する教育を開拓することが重要である。

情報をめぐる紛争は、たとえ時間をかけても、原因が不明に終わることが多い。また、損害の回復に要する時間と労力が多大であり、損害賠償などによっても十分に償われる状況はない。このような問題に対応するためには、紛争処理に努力するよりも、むしろ紛争予防、とりわけ被害予防に努めることが賢明であり、情報倫理教育では加害防止教育に加えて、実際的な対応がとれる被害予防に関する技術教育をも行う必要がある。

② 情報倫理教育を担当する教員の資質

教育の場に情報倫理教育を取り入れていくには、教員が情報倫理について自覚し、自ら分かりやすい姿で実践することが必要である。とりわけ、インターネットの情報倫理を教える場合には、情報倫理に関する知識と素養の他に、インターネットの特質と基本的な仕組みを理解し、一通りのネットワークリテラシーを身に付けていることが必要である。それには、教員が進んで情報技術の研修や、インターネットを通じての情報倫理に関する研究を行うことが望まれる。

第2章 インターネット社会における 情報倫理教育の進め方

第1節 情報倫理教育の授業モデル

1. インターネットにおける情報倫理教育の考え方

情報倫理は、高度情報社会の全ての構成員が持たなければならない資質である。そのためには、インターネット情報倫理の重要性の認識の下に、小学校から大学や企業内教育及び生涯学習において、一貫性のある教育が計画的に実施されることが期待される。以下に、大学教育における対応を考察する。

大学では、小中高校での教育を前提に連携した授業を行う必要がある。高校以下では「情報モラル」として授業を展開しているのに対し、大学で「情報倫理」としているのは、教わるのではなく自ら学ぶことによる習得を目指しているからである。具体的には、「情報倫理」という独立した科目を設置する方法と、独立した科目ではなく、経済学や医学などの専門科目の中で、インターネットを活用する場面で取り上げる方法がある。なお、情報の専門教育では、ネットワークの管理をするという職業的な立場を重視し、職業の倫理と関連させてインターネットの情報倫理教育を行うことが期待される。

授業の運営にあたっては、以下の「授業モデル」に示したように、何を、何のために、何時、何処で、どのように教えるかを明確にすることが必要である。また、授業のねらいに合致した精選された適切な教材を用意し、インターネットを活用した担当教員の創意工夫によって授業を展開する必要がある。このような情報倫理教育は、まだ、始まったばかりで経験に乏しいばかりでなく、大学において必要性や重要性の認識が十分に成熟していないことに鑑み、授業の経験を重ねて、一步一步、優れた教育方法を開発していくことが期待される。

2. インターネット情報倫理教育の授業モデル

(1) 基礎教育（共通科目）の中での授業モデル

【科目名、単位数、コマ数】

基礎教育（共通科目）の中で情報倫理教育を実施することを想定した3コ

マモデル、および、その縮小版としての1コマモデル。基礎教育（共通科目）の中に、コンピュータ・リテラシーおよびネットワーク・リテラシーを取り扱う科目がある場合は、その中に適宜組み込むと効果的であろう。

3コマ（270分）モデル

【授業のねらい】

インターネットの本質を理解し、インターネット社会に即応できる基礎的かつ実践的な情報倫理を養う。前提とする知識、能力として、基礎的なコンピュータ・リテラシーおよびネットワーク・リテラシーが必要となる他、具体的な情報倫理を学ぶ以前の基本的な倫理についての素養が求められる。

【授業内容】

(1) インターネットを理解する [2コマ]

- ① インターネット社会の特質
- ② インターネットにおける情報活用と問題点
- ③ インターネットにおける加害・被害の防止
- ④ インターネット社会における秩序の形成

(2) インターネット社会に生きる [1コマ]

- ① インターネット社会で自己を守る
- ② インターネット社会で他者を尊重する

【授業の展開】

(1) インターネットを理解する [2コマ]

[内容項目]

- ① インターネット社会の特質（第1章1節参照）
※第3章資料編2.ネットワーク技術、犯罪、紛争、事故等関連記事(3),(10),(11),(12),(13),(14),(15)参照
 - ア. インターネットの出現で何が変わる
 - イ. インターネットの仕組み
 - ウ. インターネットの課題
- ② インターネットにおける情報活用と問題点（第1章2節参照）
※第3章資料編2.ネットワーク技術、犯罪、紛争、事故等関連記事(1),(7)参照
- ③ インターネットにおける加害・被害の防止（第1章3節参照）

- ア. インターネット利用に伴う著作権
 - イ. インターネット利用と個人情報保護、情報操作
 - ※第3章資料編 2.ネットワーク技術、犯罪、紛争、事故等関連記事(4)参照
 - ウ. インターネット犯罪とセキュリティー技術
 - ※第3章資料編 2.ネットワーク技術、犯罪、紛争、事故等関連記事(4)参照
 - エ. 法的、技術的限界と情報倫理
 - ※第3章資料編 2.ネットワーク技術、犯罪、紛争、事故等関連記事(2),(5)参照
- ④ インターネット社会における秩序の形成（第1章4節参照）
- ア. インターネット社会への参加と情報共有
 - イ. インターネット社会におけるコミュニケーション
 - ウ. インターネット社会と情報倫理の育成
 - ※第3章資料編 2.ネットワーク技術、犯罪、紛争、事故等関連記事(9)参照

[課題学習]

- ア. インターネット社会と一般社会の違いはなにか。
- イ. インターネット利用者を完全に保護できる技術的方法は存在するか。

(2) インターネット社会に生きる [1コマ]

[内容項目]

- ① インターネット社会で自己を守る
- ア. インターネット社会における個人情報などの保護
 - a. ID、パスワードの重要性
 - (例：不正なアクセス、サイバー・ストーカー)
 - ※第3章資料編 2.ネットワーク技術、犯罪、紛争、事故等関連記事(17)参照
 - b. 使用中のクライアントが座席から離れることの危険性
 - (例：不正なアクセス、サイバー・ストーカー)
 - c. 揭示板、Webページへの掲示の危険性
 - (例：名誉毀損、サイバー・ストーカー)
 - d. 懸賞応募、景品付きアンケートなどの危険性
 - (例：個人情報雑誌への投稿)
 - ※第3章資料編 2.ネットワーク技術、犯罪、紛争、事故等関連記事(8)参照
 - e. 暗号化の有効性、危険性（第1章3節3参照）
 - (例：盗聴、改ざん)
 - ※第3章資料編 2.ネットワーク技術、犯罪、紛争、事故等関連記事(16)参照
 - f. 輸入ソフトウェアの暗号強度の脆弱性（第1章3節3参照）
 - (例：Internet Explorer Netscape)

- g. 電子署名の有効性（第1章3節3参照）
(例：なりすまし)
- h. インターネット利用者でない者への被害
(例：レイプ教唆掲示、本人を装った虚偽の掲示)
- イ. インターネット社会における攻撃、詐欺などに対する防御
- a. メールの添付物の危険性
(例：友人の名を騙って来るウイルス)
 - b. Webでのクリックの危険性
(例：有料コンテンツ、自動架電（ダイヤルQ2、国際電話）)
 - c. うまい話の危険性
(例：ネット詐欺、サイバーねずみ講)
 - d. チェーン・レター（チェーン・メール）の信憑性
(例：ウイルスのデマ)
- ウ. インターネット社会における知的財産権の保護
- a. 電子透かしの有効性
(例：著作権侵害)
※第3章資料編2.ネットワーク技術、犯罪、紛争、事故等関連記事(18)参照
- ② インターネット社会で他者を尊重する（初心者が陥りやすい事項のみを取り上げる）
- ア. 一般社会で許されることはインターネット社会でも許されない
(視点：インターネット社会は仮想社会ではない)
- イ. チェーン・レター
(視点：善意がチェーン・レターのきっかけになる場合もある)
※第3章資料編2.ネットワーク技術、犯罪、紛争、事故等関連記事(5)参照
- ウ. 知的財産権
(視点：私的利用と私的使用の違い Webページの背景とパソコン
デスクトップの壁紙では扱いが異なる)
※第3章資料編2.ネットワーク技術、犯罪、紛争、事故等関連記事(19)参照
- エ. 自己の権利や文化と他者の権利や文化とのバランス
(視点：自分の「○○の自由」と相手の権利)

[課題学習]

- ア. 自分で描いた「ドラえもん」の絵に関する知的財産権はどのようか。
- イ. 大学にある自分のWebスペース内に、ある団体に関する記述を掲載したら、大学から「イメージを損なうので止めて欲しい」と申し入れがあった。自分の「○○の自由」が優先するか。

1 コマ（90分）モデル

【授業のねらい】

インターネット社会に即応できる基礎的かつ実践的な情報倫理を養う。

【授業内容】

前述の3コマ（270分）モデルにおける「(2)インターネット社会に生きる」の部分のみを取り扱う。

（2）専門科目の中での授業モデル（理工系分野）

【科目名、単位数、コマ数】

情報リテラシー、情報処理入門など専門導入科目の2単位配当の授業に3コマ程度を配置するのが望ましい。共通基礎科目、専門基礎科目、専門導入科目など低学年次に履修可能な科目のなかに配分する。

【授業のねらい】

情報リテラシー教育は理系、文系を問わず大学教育での必須アイテムであるが、単に技能力の向上のみを目指すだけではなく、倫理的な価値観の養成を考えるべきである。近い将来、各大学に広く取り入れられるであろう科学倫理教育の専門科目創設とあいまって、基礎的な倫理価値観の重要さを初級教育の段階で力説しておくことが大切である。そのための試案として、以下の3コマを情報リテラシー教育などの当該科目に配置することが考えられる。

【授業内容】

- (1) 知的所有権
- (2) 情報法
- (3) 技術倫理

【授業の展開】

(1) 知的所有権

〔内容項目〕

- ① 著作権法 プログラムの著作権だけでなくマルチメディアを想定。
- ② 工業所有権 I C開発権など新時代の所有権についても言及。

(3) 知的所有権の権利関係

また以下のような課題学習によって、学生の自発的な問題意識の自覚を促すことも重要である。

[課題学習]

- ① プログラム著作権の実例として市販プログラムに必ず付加されている著作権利用許諾書の文意を考えさせる。さらにプログラム著作物の包装封印を開いた時点で許諾契約が成立する意味についても討議、またはレポートを提出させる。
- ② 文芸作品の著作権については、比較的によく知られているので、日本音楽著作権協会、美術著作権連合、日本国際映画著作権協会、日本写真著作権協会、日本芸能実演家団体協議会、日本パーソナル・コンピュータ協会などの著作権保護活動団体の所在を告知し、それらの活動概要を学生に調査させてマルチメディア関連著作権への認識を深める。
- ③ いわゆる「特許破り」とリバース・エンジニアリングの差異を考えさせ、レポートさせる。

[補遺]

著作権、特許権、実用新案、商標登録など、比較的になじみの深い法体系とともに、電子回路登録、リバース・エンジニアリングなど情報社会特有の無体財産権についても言及する。

ただし、理工系では後述のように工業所有権に関する講義が早くから導入されており、その専門科目との関連を考慮しつつ講義内容を斟酌する要がある。低学年次対象の授業にあっては、創作者や開発者の権利確保の観点からではなく、その権利を尊重する観点からの授業展開が望ましい。

(2) 情報法

[内容項目]

- ① 通信3法の倫理規定
- ② 放送法など関連法令に見る倫理規定
- ③ プライバシー保護や情報公開法など新しい情報法の人権概念

[課題学習]

- ① 通信3法の倫理規定で強調されているのは「通信の秘密の保護」である。それも内容の漏示だけでなく通信の所在（だれとだれが通信したか）をも漏らしてはならないという厳密なものである。この理念と通信の自由、表

現の自由、思想の自由、私権の尊重、基本的人権の尊重などとの関連について討議、もしくはレポートさせる。

- ② 電波法、放送法には、災害時などの社会的混乱が想定されるとき、私権を制限しても公益を最優先する原則が規定されている。これは人類共有の有限資源である電波空間の有効利用をはかるためのものである。情報通信全般、あるいはインターネット活用の場で、このような考え方方が成立するかどうか、学生相互に討議する機会を設定し、成果をレポートさせる。
- ③ 上記に関連して奥尻島津波災害、阪神大震災では個人の安否確認情報が放送された。特定の個人を利する情報の提供は、放送法では通常、許されていないが、災害非常時には公益の一環として認められている。これらの事例研究を通して、たとえば「インターネットではどうか」などと討議し、情報通信が果たす人権尊重の理念を理解させる。

[補遺]

俗に通信3法と呼ばれている有線電気通信法、電波法、国際電気通信条約には、極めて厳密な職業倫理規定が盛り込まれている。その精神は「通信の秘密保護」に見られる基本的人権の尊重である。プライバシー保護、情報公開など情報関連の法令が相次いで登場してくるのも、人権重視の情報化社会特有の象徴的現象である。

他方、刑法の電子計算機関連3罪をはじめ、最近の通信傍受法の登場などでは、公益優先の価値観が色濃く打ち出されている。こうした情報法の相克を個別人権尊重の概念とともに、他者との共生の観点から、客観的な価値観の提示を怠らないよう、今後の教育を進めていくことが望まれる。

(3) 技術倫理

[内容項目]

- ① 情報倫理規定に見る職業倫理
- ② 研究開発者の倫理
- ③ 自律的精神重視の情報倫理

[課題学習]

- ① 情報処理学会の「情報処理倫理規定」を学生に調査させ、レポートさせる。この規定は、大学図書館に常備されている最も入手しやすい資料である。教師から提示するよりも学生自らが読み、かつ解釈することに大きな意義のある規定もある。

- ② 上記とあわせて、遺伝子工学、宇宙科学など他の分野の倫理規定を少なくともひとつ以上を選定し、相互に比較検討して根底にある科学技術倫理の精神の理解を促すレポートを課す。

[補遺]

情報処理学会や国際情報処理関連学会連合（IFIP）では、情報処理倫理規定を宣言採択している。これは情報処理学術研究者が自らを律するための一
種の職業倫理規定である。

医歯学や薬学の分野では、早くから倫理規定が存在し、原子力工学、宇宙科学開発、遺伝子操作を対象とする生物化学の倫理規定なども周知のものである。そのいずれにも共通していることは人権の尊重であり、情報倫理規定にも、その概念が強く訴えられている。

われわれは、そうした倫理規定の細部を紹介するにとどまらず、その背後に横たわる他者の人権尊重が、自らの人権をも守ってくれるという思想を、なるたけわかりやすく学生たちに伝えていかなければならない。

【背景説明】

わが国の工学部の教育体系では、一般的に 1 セメスター 2 単位の工業所有権法、または特許法の専門科目が取り入れられている。おおむね選択制ではあるが、早くから知的所有権に関する講義が展開されていたことは評価できる。しかし、その内容は、開発者側の権利確立と、その保護のための実務知識伝授に力点が置かれ、他者の権利尊重の概念は必ずしも強調されてはいなかつた。

また同じく工学部の情報通信工学系専門学部・学科では、電気通信主任技術者資格国家試験、無線従事者資格国家試験の一部科目免除の認定を受けている大学が多い。その認定条件は、指定専門科目数科目の履修とともに、通信法規（1 セメスター 2 単位）の履修が義務付けられている。

これらの内容は、有線電気通信法、電波法、国際電気通信条約の通信 3 法と、その施行規則を必須とし、放送法、電気通信事業法などの関連法規の学習が含まれている。問題は、工業所有権法はじめ、通信関連法に至るまで、これらの法規に盛り込まれている情報倫理の精神を学ぶことよりも、実務家養成としての実利的法知識の教育に重点が置かれてきたことがある。

とは言うものの、情報倫理に関連ある講義科目が、工学部講義科目体系に

既にして存在している意義には大きなものがある。今後は、社会の価値観転換に即応し、情報倫理重視の教育内容に既存講義科目の再構築をはかることと、その経験が新倫理教育概念に反映されるとともに、理工系教育全般への波及効果を期待するものである。

(3) 情報専門科目の中での授業モデル

【科目名、単位数、コマ数】

インターネットと情報倫理 2 単位、半期

【授業のねらい】

人間の共同体としての情報社会を存続進展させるために、情報社会における情報の生産、収集、処理、流通、利用などの各場面において、他人の権利を侵害したり、他人と衝突したりするのを避けるために、倫理の必要性を認識させ、情報に関する自己の内的規制を形成させ、情報に対する基本的態度を身につけさせる。

【授業の内容】

授業内容は、情報系の学部（または学科）その他に共通の科目として構成する。その内容構成の骨子は、情報倫理の必要性、インターネットセキュリティ、情報倫理各論である。

これらの内容は、講義による抽象論の展開を中心としないで、具体的な事例によって問題を提起し、グループ討議を行い、その討議結果について全体的検討を行うとともに、情報通信システムを用いた演習をはじめて展開する。

授業時間は、半期で 12 コマから 14 コマとし、平均 13 コマで計画する。

【授業の展開】

(1) インターネットの責任ある利用 [2 コマ]

[ねらい]

インターネットを介して発生したトラブル事例として、違法行為、著作権侵害行為、プライバシー侵害行為などを具体的に把握させ、情報倫理や表現技法の必要性、文化摩擦の防止、最低限守るべきルールの必要性を理解させる。

[内容項目]

- ① インターネット利用の影の存在
- ② インターネットをめぐるトラブル
- ③ トラブルの具体例事例
 - ア. 違法行為
 - イ. 著作権侵害
 - ウ. プライバシー侵害
- ④ トラブルの原因
 - ア. 情報倫理
 - イ. 表現力
 - ウ. 文化摩擦
 - エ. 最低限守るべきルール

[課題学習]

インターネットを介した犯罪行為、違法行為、著作権侵害、プライバシー侵害についての新聞記事を収集し、それぞれの記事に意見をつけて提出させる。その内のいくつかを発表させ、討議を行う。

(2) 情報倫理の必要性 [2コマ]

[ねらい]

情報の特性に伴って求められる倫理、情報システムの特性に伴う危険性の抑止手段（情報システムセキュリティ）として求められる倫理から、情報倫理の必要性を把握させ、情報倫理の定義を定着させる。

[内容項目]

- ① 情報の特性に伴う倫理
- ② 情報システムセキュリティと倫理
- ③ 情報システムの特性に伴う危険性と倫理
- ④ 情報倫理（情報倫理の基本的な考え方と内的規制の形成）

[課題学習]

現在のコンピュータシステムは、オープンシステム、ネットワークコンピューティング、エンドユーザコンピューティング、ブラックボックス化、社内に開かれたシステムなどの特性を持っている。このようなシステムについて、セキュリティの視点からその脆弱性を検討させる。検討結果を提出させて、主なものを発表させ、討議を行う。

(3) インターネットセキュリティ [5コマ]

[ねらい]

インターネット社会において安全に過ごすためには、思わぬトラブルに巻

きこまれて被害を受ける危険を防ぐだけでなく、意識しないで加害者になつたり、犯罪者になつたりすることのないようにする具体的方法をも知る必要がある。この「インターネットセキュリティ」では、被害者にも、加害者にも、犯罪者にもならないための方法を具体的に理解させ、セキュリティ対策の必要性を認識させる。

[内容項目]

- ① 情報システムセキュリティとインターネットセキュリティ
- ② インターネット社会でセキュリティが問題になる理由
- ③ インターネットセキュリティに対する脅威
- ④ コンピュータ犯罪
- ⑤ インターネットへの攻撃
 - ア. クラッカー
 - イ. ウィルス
- ⑥ セキュリティ対策
- ⑦ 被害者にならないために
- ⑧ ネチケット（インターネット社会のエチケット）

[課題学習]

下記課題の中から1題選択してレポートを提出させ、発表・討議させる。
関係する機関のホームページアクセスによって調べる。

- ① JPCERT/CC (Japan Computer Emergency Response Team/Coordination Center : コンピュータ緊急対応センター) のセキュリティ緊急対策組織が調査している不正アクセスの動向を調べよ。(http://www.jpcert.or.jp/info)
- ② 情報処理振興事業協会 (IPA) でのコンピュータウィルスの感染の実態を調べよ。(http://www.ipa.go.jp/security/index-j.html)
- ③ ファイアウォールの構成や機能について調べよ。
- ④ 侵入を防止するアクセス管理技術について調べよ。
- ⑤ 秘密を守る暗号技術について調べよ。
- ⑥ コンピュータウィルス対策について調べよ。なお、情報処理振興事業協会 (IPA) の「パソコンユーザーのためのウィルス対策7か条」については必ずふれること。

(4) 情報倫理各論 [4コマ]

[ねらい]

情報倫理の定義に基づいて、個人の内面に内的規制を形成し、自己統制機能を発揮するための項目の内、「個人情報の保護」および「ソフトウェアの法的保護」の二テーマは、その侵害行為が罪の意識と必ずしも結びつかないものである。これらのテーマを十分に検討することを通じて、権利を侵害しないために最低守るべきガイドラインの存在を認識することにより、個人の内面に内的規制が形成され、情報に対する正しい姿勢で立ち向かう態度としての情報倫理が涵養される。この意味から、上述の二テーマを情報倫理各論として設定し、学生の内面に内的規制を形成させる。

[内容項目]

- ① 個人情報の保護 [2コマ]
 - ア. プライバシーと個人情報
 - イ. OECDの8原則
 - ウ. わが国の個人情報保護
 - ア. 行政機関の個人情報保護
- ② ソフトウェアの法的保護 [2コマ]
 - ア. 知的所有権
 - イ. 著作権
 - ウ. プログラムの複製物の所有者の権利
 - エ. 違法コピーの使用
 - オ. 他人のプログラムの盗作
 - カ. 事例研究

[課題学習]

- 下記課題の中から、1題選択してレポートを提出させ、発表・討議させる。
- ① あなたの住む都県と区市町村の個人情報オンライン業務の主なものを調べて一覧表にまとめよ。
 - ② 消費者信用情報機関（個人信用情報機関）には、どのような機関があり、それぞれの情報交流実施機関・利用会員はどこかについて調べよ。
 - ③ ソフトウェア開発外注の場合の著作者について、種々の場合を想定して述べよ。
 - ④ リバースエンジニアリングによるインターフェース仕様やアルゴリズムの解読は、著作者の権利侵害となるか、検討せよ。

第2節 情報倫理教育のための授業環境

1. 教員組織、授業支援組織・体制

(1) 情報倫理教育、理解のための教員への呼びかけ

「情報倫理とは何か」という問に対し、多くの教員は「知らない」と答えるのが現状であろう。しかし、最近のインターネットなどにかかる諸事件をみて、情報についての倫理の必要性は感じている。これらの認識を足がかりとして、個人的レベルの情報倫理への関心を、大学として、「教授会」レベルまでの認識に引き上げることが先決である。そのうえ、情報倫理教育の専門家も存在しないことも併せて考えねばならない。

以上のような現在の授業環境を変えるには、学内研究会、講習会を開催することはもちろんあるが、私立大学情報教育協会（以下「私情協」と言う）のような大学の横断的機構の援助により、情報倫理教育、それもインターネットという地球規模に拡大したネットワークに関わる情報倫理の研修の必要性を強調することが求められるのである。

(2) 情報倫理教育授業への支援体制

当面は、情報倫理専門家の不在を前提にしなければならないことは明らかである。それに対する授業支援体制はどのようにすべきであろうか。

まず、インターネット情報倫理についての授業（マルチメディアを利用）を教材とともに「データベース化」して、それを各大学へ送信し、それをを利用して授業を進められることが考えられる。もちろん、それらにかかる教職員も同時に学習し、授業に対して問題を提起し、学生同士のディスカッション（たとえば、ディベート方式など）を組み入れる授業も効果的である。また、大学同士でこれらについて行う意見交換も重要なことである。これらの情報は蓄積され「情報共有」という形でインターネット情報倫理教育の教材としても活用が可能である。実行にあたっては、「情報倫理教育センター」ともいえる組織の支援が必要であろう。私情協の活動の一環とすべきではないか。

2. コース設計と素材データの収集、教材の作成、共同開発

情報倫理教育という今日的社会問題の教育を行うには、原理原則の伝授だけでなく事例を学ぶことが大切である。そのための教材開発について考慮すべき事柄を概説する。

(1) 素材の収集

インターネット上での迷惑行為などについては、表面に現れにくく、いきおい新聞報道などに頼らざるを得ない。新聞記事などを利用する場合には、従来の記事の複写による方法だけでなく、Web上で公開されているニュースも利用できるようになってきている。また、このような問題を整理し、論じたWebサイトも多数存在する。既存のWebページを自作教材の一部として利用する場合には、当然のことながら、著作者の了解を得られるような配慮が必要である。引用する場合の出典の明記、リンクする場合のページ作者の了解など、教材がどのような方法で入手されたかを明らかにすることが特に必要である。

(2) 教材の作成

Webページによる教材提供は、大別して、①インデックスページ、②授業の目標などを記したシラバスページ、③授業内容に直接関わるページ、④お知らせページ、⑤リンク集、⑥学生からのフィードバック、BBSなどのページという構成が典型的である。

①②は、比較的変更が少ないとして、③の構成については、個人ですべてを作成するのは困難であり、テキストともなりうる良質な素材ページを収集してくる必要がある。また、そのようなページを教員間や大学間で共同して作成する必要もある。

リンク集は、学生に作成させるのもよいだろう。基本的なリンクのみを用意し、単元ごとのレポートの一部あるいは予習として、検索エンジンなどを活用して有益なリンクを報告させることは、より積極的に授業に参加させるためにも有効である。

コンピュータネットワークは、学習者にとって教材利用に便利な環境であると同時に学習者側からのフィードバックを収集・集積するにも便利である。学習者からのフィードバックを積極的に活用して教材に反映することも重要な技術である。例えば、Webページでのフォームを利用した投稿や電子メール、メーリングリストでの投稿を利用して収集した学生からのレポートやノートをそのまま、または簡単な加工をして教材とすることが可能である。情報倫理教育にあっても、各テーマに対する学生の議論やレポートを公開することは、当人たちがより主体的に学習するのを助けるだけでなく、蓄積することによって次年度以降の学生あるいは他大学の学生にとっても貴重な教材となりうる。他者の意見に耳を傾ける

ところから倫理教育は始まるともいえるので、このような教材も重視すべきであろう。

(3) 学外との連携

上記の教材作成を学内あるいはクラス内だけで行うだけでなく、学外の個人または機関と共同して行うことにより容易にするためにも、ネットワークの利用は効果的である。例えば、学生が作成した日本文化紹介のWebページに対して、海外からコメントを投稿してもらい、そのコメントを見ながらより洗練された日本紹介ページを作成していくことがなされている。

また、初等中等教育でのインターネット利用の導入に際して、高等教育の側から関わっていくことも重要となってくるだろう。単にボランティアとしてだけではなく、小中高校生に利用可能なWebページを作成することそのものを、大学の教養教育や教育関係学部での授業の一環として組み込んでいくことも検討すべきである。

(4) 共同開発

情報倫理教育は、各領域にまたがる新しい基礎教育であるので、教材作成に当たって学部間あるいは大学間での日常的な協力体制が必要である。教材をWebページで公開することで、自ずと教材が共同開発されることになる。

共同開発に当たっては、教材の共同開発の組織を作っていくよりはむしろ、公開されている教材を評価・分類したリンク集を作成していくことが必要である。そのためには、教材開発者同士が自由にコミュニケーションをとり、あるいは作成報告ができる電子掲示板などを設置し、利用を促進するのも一つの方法であろう。そのような教材開発情報交換、リンク集集積の場を私情協などの機関が提供していくことも必要である。

3. 教室の環境

インターネットの情報倫理教育を円滑に進めるためには、先ず、教室がネットワークにより学外と接続されていること、例えば、倫理問題に関する世界の動き、事例の収集など、授業の中で学外から情報を直接受け取れるような環境が望ましい。また、教員が作成した教材や、事例として収集した写真、ビデオなどのマルチメディア資料を学生に提示できるような設備も有用である。電子化された教材や資料を

学内 L A N 上にあるサーバに蓄積して担当教員間で共有すれば、豊富な事例による解説が可能となり、学生の課題学習にも効果が期待できる。さらに、このような設備を組み合わせて、他大学など外部の有識者などが、授業時間中に T V 会議方式で講義を行い、学生との間で直接質疑応答できる環境を整備できれば、学内の壁を越えて知見を広げることが可能となる。

上述のような授業展開のためには、必ずしも学生用のデスクトップコンピュータが常設された「コンピュータ教室」で実施する必要はなく、一般教室にネットワーク機能、マルチメディア機能を付加すればよい。実習を伴う場合には、学生にノートパソコンを貸与することなどで可能となる。また、コンピュータ教室の数を増やすことに限界があることから、一般教室にノートパソコンを持ち込んで授業を行うなどの工夫が求められる。

4. 教職員の研修体制

大学が、インターネットの情報倫理教育を組織的に実施するためには、授業を担当する教員、ティーチングアシスタント、また、授業時間外に学生に対応する機会が多い情報センターなどの職員を含め、講習、事例研究、情報交換などを通じて、情報倫理に関する共通理解を目指して研修が必要であろう。また、情報倫理教育に携わらない教職員も、一定レベルの情報倫理観を身に付けている必要があるため、学内で講習会などを開催して、積極的な受講を呼びかけることが望ましい。

第3章 資料編

1. インターネット情報倫理のガイドライン

平成11年11月現在

はじめに：

教育・研究へのインターネットの利用が普及するに伴い、利用のための運営体制等、情報環境の整備が急がれている。

ネットワークを介して居ながらにして情報交流できる高度情報社会では、「便利さ」という光の部分と「もろさ」、「危険」という影の部分が常に併存しており、光の部分が高まればそれだけ影の比重が高まるという特質を持っている。

それ故に、初めて経験するインターネットへの対応を大学はどのような点に留意して始めればよいのだろうか。ここでは、大学から見た運営体制・運用体制の側面から対応策の試案をとりまとめてみたが、経験が少ない中での一つの考え方であるので全ての問題に対処できるとは考えていない。しかしながら、少なくともここに示すような対応をとることが影の部分から大学を守ることになろう。

以下に、現時点で考えられる対応策を掲げる。

正課授業、サークル活動その他の目的で、学生や教職員が大学のネットワーク施設等を利用してインターネットをはじめとする各種ネットワーク・サービスに接続・使用した場合に、他者に損害を生じさせ法的責任が発生することがある。わざと損害を発生させた場合だけではなく、何らかの間違いによって損害が発生した場合も同様である。このような場合に、ネットワーク・サービスへの接続に使用された大学のネットワーク設備の設置管理者として、大学(法人)が何らかの社会的責任を負うこともあり得る。各大学は、このような事態への対応も予め検討しておくことが望ましい。

社会的責任の中には、法的責任とそれ以外の社会的責任がある。

法的責任以外の社会的責任としては、マスコミや社会一般からの批判などがあり得る。また、当該大学に対する社会的評価の低下その他の事実上の不利益も無視することができない。何らかの問題によって当該大学に対する社会的評価が低下してしまった場合、長年にわたって築かれた大学の名声や評価が一気に崩壊することもあり得るし、在学生や現職の教職員だけではなく、社会に出て大いに活躍している卒業生などに対しても少なからぬ不利益や名誉の失墜という打撃を与えることにもなりかねない。

い。一方、法的責任としては、損害賠償責任を含む民事責任と刑罰等の刑事責任のほか、さまざまな行政法上のペナルティがある。民事責任に関連して、大学施設・財産等に対する仮差押えや種々の仮処分の可能性を考慮しなければならないし、刑事責任に関連しては、大学施設の搜索・押収とか、学生や教職員等の逮捕の可能性も考慮しなければならない。

これら法的責任を含む社会的責任の問題に対する対応は、もちろん事柄によって異なるべきものである。特に、現実に問題が発生し、そのために何らかの訴訟を提起されたような場合には、弁護士その他の専門家の支援を受けながら具体的に対応をしなければならないであろう。また、その他の社会的責任に関しては、各大学の広報担当者がどの時期に、どのようなやり方で、どのような内容の対処をするのかの判断が非常に重要な課題となる。したがって、それぞれの問題の特質をよく考えて、それに適した最も合理的で分かりやすい対応策をきめ細やかに講ずるべきであろうし、予め検討した対応策をマニュアル化しておくことが望ましい。

対 応

(1) ネットワークシステム利用上の情報倫理規程の策定

法的責任を含む社会的責任を問われるような事態が起こるとすれば、それは、情報倫理に反する出来事が存在する場合である。したがって、そのような事態の発生を予防するためには、情報倫理の徹底が不可欠である。情報倫理の確立・普及は、いわば、予防的な対応策となる。

そこで、各大学は、行為基準となる情報倫理規程やその他の関連規程を整備しておくとともに、情報倫理規程の立案、啓蒙活動、規程違反行為に対する対処等の業務を担当する学内組織を予め設けておくことが望ましい。そして、情報倫理規程の中には、違反行為に対する処分（即時に行う仮の措置、ネットワーク接続の停止・廃止を含む措置、学則に照らして行う最終処分等）の内容、即時に行う仮の措置や処分の手続き（不服申し立てを含む）なども規定しておくべきである。

ところで、ネットワークシステム利用上の「情報倫理」という概念に関しては、いわゆるマナー（あるいは心得）等のネットワーク上の申し合わせに限定する見解と法的責任をも含むものとする見解など、さまざまな立場が存在する^{*1}。また、適

用対象者によって、一定の指向性や限定を伴ったものもある。たとえば、情報処理に携わる自然学者・研究者等を主たる対象として想定された情報処理学会の「情報倫理綱領」^{*2}などがその例である。

しかし、とりわけ学生にあっては、刑罰を含む社会的責任に無自覚な者がいないわけではなく、一般に社会の一員としての経験も乏しいわけであるから、大学における情報倫理基準としては、狭い意味での情報倫理のみではなく、法的責任に関連する一般的な倫理基準も含むものとして策定するのが妥当である。

そこで、情報倫理規程策定上の参考として、モデルを示すことにする。なお、このモデルは、想定されるすべての要素を勘案したものであるから、各大学において実際に情報倫理規程を策定する場合には、当該大学の組織、とりわけ、情報倫理規程を策定・実施する大学の組織体とその手順、ネットワーク・システムの運用実績及び将来の見込み等に応じて、適宜取捨選択し、あるいは、一定の修正を加える必要がある。また、情報倫理規程の実施に際しては、さらに詳細な実施細則等を設けたり、各利用者のレベルや利用環境等に応じた説明書の配布や講習会の実施等を準備する必要があることにも留意すべきである。

*1 東北大学山根信二氏『コンピュータネットワーク時代に呼ばれる「倫理」についての情報源』
(<http://www.vacia.is.tohoku.ac.jp/~s-yamane/articles/ethiclink.html>)

『ネットケット・ホームページ』(<http://www.wind.co.jp/hirose/netiquette/index-j.html>)

*2 『情報処理学会倫理綱領』 (<http://ipsj.or.jp/sig/ipsjcode.html>)

●ネットワークシステム利用上的情報倫理規程モデル

大学は本規程の実施・運用に際して、教育研究機関としての使命、目的に沿って、教育・研究の自由を最大限に尊重し、通信の秘密を守り、個人情報及びプライバシーの権利および知的財産権を保護することを常に意識しなければならない。

§ 1 情報倫理規程の趣旨・目的等

本規程は、本学情報ネットワーク・システムの円滑な利用を促進し、本学の教育・研究の充実を図ることを目的として、ネットワーク・システム利用における情報倫理の基準を定め、利用者が良識的行動規範を持って臨めるようにするとともに、基準違反行為に対する措置並びに罰則及びその適用手続を明らかにすることを目的とするものである。

対象者は、本学の教員（非常勤教員、名誉教授等を含む。）、職員（臨時雇い、

アルバイト等を含む。) 及び学生 (聴講生、交換留学生等を含む。) で本学情報ネットワーク・システムの利用が本学の敷地内でなされたと否とを問わず適用される。

なお、学外者 (卒業生等を含む。) については、たとえば、本規程の遵守を旨とする同意を得るなどして、実施に疎漏がないようにしなければならない。

また、本学のネットワーク・システムの運用の全部または一部について外部のプロバイダを利用し、あるいは外部プロバイダに業務委託する場合には、プロバイダと利用者との間の利用契約約款の中に本規程の趣旨が含まれるようにするものとする。これら学外者に対する利用準則は、別に定める。

§ 2 用語の定義

本規程において使用する用語は、次の通り理解するものとする。

- (1) ここで言う「情報倫理」とは、本学情報ネットワーク・システム及びインターネットを含む情報ネットワーク・システム利用上の行為基準であって、その遵守が利用者の健全な社会規範意識によるもの並びに法令または本学学則によってその遵守が義務づけられているものを意味する。
- (2) 「法律上の義務」とは、日本国の法律、規則、政令または条例によって規定された義務並びに本規程の適用対象者に対して適用のある契約上の義務（約款による場合を含む。）及び慣習法上のすべての義務を意味する。
- (3) 「罰則」は、本学学則に基づく除籍処分、停学処分、注意処分その他の処分、本学就業規則に基づく懲戒処分、本規程に定める措置を含む。
- (4) 「違反行為」とは、情報倫理に反する行為を意味する。
- (5) 「ネットワーク・サービス」とは、プログラムの使用、データの入力、挿入、削除、出力その他の使用、電子メール・システムの使用、ハードディスクの使用、通信設備の使用、プリンタ等の出力を含め本学情報ネットワーク・システムに含まれる情報資源の全て、あるいは、利用者の段階に応じた一部の提供を意味する。

§ 3 システム利用上の遵守事項

- (1) 利用者は、本学の建学精神に則り、品位を保ち、社会の一員としての自覚に基づいて利用しなければならない。
- (2) 本学情報ネットワーク・システム（以下「システム」と言う）を利用するためには、別に定めるシステム利用細則に基づき、利用資格の取得を申請し、所定の情報倫理講習を受講した上、利用資格及びアカウントを取得しなければならない。
- (3) システムの利用に際しては、同システム管理者の指示に従わなければならない。
- (4) システムの利用は、本学が定めるアクセス時間内に限られる。管理者は、停電、システムの保守・点検、システムの更新作業の実施、入試事務等に伴うシ

システムの閉鎖その他の合理的な理由があるときを除き、原則として、利用者が必要とするアクセス時間と付与し、通常のネットワーク・サービスを提供しなければならない。ただし、教育・研究のために公衆回線を利用した学外からのアクセスについては原則として無制限とする。また、授業利用にあたっては、自学自習のための情報コンセントへの接続も含めて、施設利用規程の範囲内とする。

- (5) 本学の情報機器又は個人が所有する情報機器をシステムに接続する場合は、大学側の指示を遵守しなければならない。
- (6) 技術上のトラブル、利用上のトラブル、その他何らかのトラブルを発見した利用者は、そのトラブルの発生原因が利用者にあると否とを問わず、担当教員または同システムの管理組織に対し、直ちにその事実を申告しなければならない。
- (7) システム利用を終了するときは、当該利用者は、サーバ内のすべての個人ファイルの削除、メーリングからの退会を含め原状回復の義務を負う。

§ 4 最低限守るべきルール

(他人に迷惑をかけないため、共有するシステムの安全を守るための責任)

- (1) 利用者は、利用資格を取得した後はすべての利用行為に関して全責任を負う。

[例] 推測されやすいパスワードをつけたまま長期間放置したため、そのアカウントから学外者が不正アクセスを行った。

- (2) 他の利用者と利用資格を共有してはならない。ただし、特に必要があってグループIDの申請をしようとするときは、別に定めるところに従う。

[例] 自分の宿題を代理提出してもらうため、友人にパスワードを教えた。

- (3) システムのリソース（計算時間、ハードディスク使用量、通信時間）を大量に消費し続けることにより、他の利用者の利用を妨害してはならない。

[例] アルバイト先で頼まれた大きな音声ファイルをサーバに長期間保存し、他人のディスク領域を圧迫した。

- (4) コンピュータ・ウィルス等、システムの混乱の原因となる有害プログラムまたはデータを本学情報ネットワーク・システム内に持ち込んではならない。

[例] 教室のパーソナルコンピュータでWebサイトからゲームソフトウェア入手し、実行してみたらウィルスが含まれていて学内に蔓延してしまった。

- (5) 学内向けの情報をみだりに学外に持ち出さない。

[例] ダイヤルアップ利用の電話番号を学外のWeb掲示板に書いたら、あちこちから電話がかかり、本来の使用に支障が生じた。

(運用規則を遵守する)

- (6) 設備またはサービスを営利目的に使用してはならない。

[例] アルバイト先の宣伝ページを学校のWebサーバの自分のページ内に置いた。

(社会通念、公序良俗に反しない)

(7) 第三者の著作物であるファイルやデータの引用・参照をするときは、「著作権法」の規定及び公正な慣行に従わなければならない。

[例] レポートを作成するときに、他人が作成したWebページにある文章や図をそのまま使い、出典も明記しなかった。

(8) 発信された電子メールは、その発信者がすべての責任を負う。

[例] 悪口を書いた電子メールを友人に出そうとしたら、間違って宛名を先生にして送信してしまった。

(9) 他の利用者の電子メールを許可なく読み、削除、複製、変造又は公開してはならない。

[例] 同級生のプライベートな電子メールのファイルが、たまたま誰にでも読める状態であったため、掲示板に貼り付けてからかった。

(10) いやがらせや公序良俗に反する内容の電子メール、脅迫的な電子メール、不確かな情報を内容とする電子メールを発信してはならない。

[例] 知人から受け取った警察発という噂の当たり屋グループの車のリストをメーリングリストに流した。

(11) 求められていないメール、営利を目的とするメッセージや有害情報等、迷惑となる電子メールを発信してはならない。

[例] マルチ商法や、いわゆるネットワークビジネスへの勧誘のメールを友人知人に送信した。

(12) Webページ等を悪用して社会通念に反する情報を流してはならない。

[例] Webページに自殺のための薬物の利用方法を詳しく紹介した。

(13) リモートシステムへの権限外のアクセスを試みるために本学のシステムを利用してはならない。

[例] 食堂の情報コンセントにノートパソコンを接続して、企業のWebサーバの弱点を探るプログラムを実行した。

(自衛のための自己責任)

(14) 機密を要するメッセージを送信するときは、デジタル署名その他公に承認された電子認証を用い、テキストを暗号化して送信するように努める。

[例] Web通信販売書店から購入する際に、クレジット番号が暗号化されずに送られていることに気付かず、番号を盗用されて悪用された。

(15) 自己の個人情報を不用意に漏らしてはならない。

[例] 学外のWeb掲示板での景品付きアンケートに、自宅住所、電話番号、

家族構成などを記入したら、弟に料金着払いで高価な英会話教材が送りつけられてきた。

(不正行為をしないこと)

(16) 虚偽または二重の利用資格を申請してはならない。

[例] 全然学校に来ない友人の代理で利用資格を申請し、そのユーザーIDとパスワードを他大学の友人に教えた。

(17) 事前の同意なしに、他の利用者が保有するファイルまたはデータを削除し、複製し、改変してはならない。

[例] 友人の提出予定のレポートのファイルが読めたので、無断でコピーして提出した。

(18) コンピュータ・システムを毀損し、混乱させ、性能を変更し、故障の原因となるような行為をしてはならない。

[例] 故意に繰り返し呼び出されるプログラムを作成し、システムダウンを招いた。

(19) 電子メールを偽造し、または、その偽造を試みてはならない。

[例] 教務課からと偽り、卒業単位数不足通知を電子メールで送った。

(20) システムおよびユーザーのパスワードの解読を試みてはならない。

[例] パスワードを探知するプログラムをシステムのパスワードファイルに対して実行し、解読できたものを他人に漏らした。

(21) システム・ファイルを複製、削除、改変してはならない。

[例] 教室のパーソナルコンピュータの画面レイアウトを勝手に変更し、次に使う人が困るよういたずらした。

(22) 第三者のソフトウェアなど著作権の対象となっているものを、許可を得ずに複製してはならない。

[例] 大学固有のコンピュータでのみ利用権があるソフトウェアを自宅にある個人所有のコンピュータにコピーして使った。

(23) ネットワーク・システム、プログラムまたはデータを破壊または改変してはならない。

[例] むしゃくしゃしていたので、教室のパーソナルコンピュータのファイルを全部消去した。

(24) 正規の手続により高いレベルの利用資格を入手しようと試みてはならない。

[例] 管理者が作業している端末付近で通信を傍受し、管理パスワードを盗んだ。

(25) 機密であることが分かっているファイルにアクセスしてはならない。アクセス後に当該ファイルが機密であることが分かったときは、直ちにアクセスを中止しなければならない。

[例] 先生が暗号化を忘れた定期試験の問題を自分のディレクトリに置いたままにしていたので、それを読んで良い成績をとろうとした。

§ 5 法律上の義務

ネットワーク・システムの利用に関する法令は次のとおりである。なお、これらに違反する行為は、いずれも犯罪行為であり、処罰される行為である。システムの利用者は、これらの義務を遵守すべきであるのはもちろんのこと、同システムの利用に際して、法令に触れる行為をしてはならない。

(不正アクセス、コンピュータ犯罪等)

- (1) コンピュータで使用するファイルを不正に作成してはならない（刑法161条の2）
- (2) コンピュータを破壊したり不正の指令を与えるなどしてコンピュータによる業務を妨害してはならない（刑法234条の2）
- (3) コンピュータに不正の指令を与えるなどしてコンピュータを誤作動させ、不正の利益を得てはならない（刑法246条の2）
- (4) コンピュータで使用するファイルを破壊してはならない（刑法258条、259条）
- (5) 本学および他のネットワークにて不正アクセス行為を行ってはならない（不正アクセス禁止法3条）

[例] 1 学外Webサイトからクラック（他人のデータやプログラムを盗んだり、改ざんや破壊などを行うこと）のためのプログラムをダウンロードし、不正な通信要求を送信して教室のコンピュータを停止させた。
2 自分が利用するシステムの管理パスワードを推測し、システムのファイルを書き換えた。
3 他大学の友人のパスワードを推測して、その大学に侵入し、友人の電子メールを盗み見た。

※ なお、従来はシステムに侵入するだけでは犯罪とはならなかったが、不正アクセス禁止法（巻末に条文掲載）により、平成12年2月13日以降は犯罪となる。

(知的財産権)

- (6) 他人の特許権を侵害してはならない（特許法196条）
- (7) 特許がないのに特許とまぎらわしい表示をしてはならない（特許法198条）
- (8) 他人の商標権を侵害してはならない（商標法78条）
- (9) 登録商標でないのにこれと紛らわしい商標を使用してはならない（商標法80条）
- (10) 他人の著作権、著作者人格権、出版権、著作隣接権を侵害してはならない（著作権法119条）

- (11) 著作者でない者の実名または周知の変名を著作者であるとして表示して著作物を頒布してはならない（著作権法121条）
- (12) 商業用レコードを複製し、その複製物を頒布してはならない（著作権法121条の2）
- (13) 他人の商品と誤認するような商品表示をしたり、国際機関の標章と誤認させるような標章を使用して不正競争をしてはならない（不正競争防止法13条）

※ Webページをデザインしたり、レポート、論文等をWebに掲載する際には、特に(10)、(11)に注意し、作成者の掲載許諾を得ること、参照・引用時には出典を明示すること等を徹底する。

※ 例えば、音楽CDの音声データ、雑誌等からイメージスキャナで取り込んだ歌手の写真、歌詞の全文掲載等は(10)、(12)に抵触する。

(ネットワークシステムを運用する大学が遵守すべき心構え)

- (14) 郵政大臣の許可を得ないで第1種電気通信事業を営んではならない（電気通信事業法100条）
- (15) みだりに電気通信事業者の設備を操作してネットワーク・サービスの提供を妨害してはならない（電気通信事業法102条）
- (16) 電気通信事業者が取扱中の通信の秘密を侵してはならない（電気通信事業法104条）

※ 大学は、本来は電気通信事業者ではないが、ネットワークサービスを企業との提携・委託により運営したり、大学がダイヤルアップ等の付加的なサービスを学生への課金によって運営することがある。このような場合には、大学が電気通信事業的な役割を担うことがあり、電気通信事業法に対する理解と遵守が必要であろう。

- (17) 他人の名誉を毀損してはならない(刑法230条)
- (18) 公然と他人を侮辱してはならない(刑法231条)

[例] Webページに虚偽に基づいた誹謗や中傷記事を繰り返し掲載した。

(虚偽でなく事実であっても問題となる場合がある)

- (19) 他人の生命、身体、自由、名誉または財産に対して危害を加える旨を告知して脅迫してはならない(刑法222条)

[例] 喧嘩した知人に対し、殺害を示唆するメールを執拗に送り続けた。

- (20) 虚偽の風説を流布するなどして、他人の信用を毀損し、または、他人の業務を妨害してはならない(刑法233条)

[例] 担当教員から単位を得られなかったことに対する腹いせに、その教員からセクシャルハラスメントを受けたと虚偽の内容をWebページに掲載した。

- (21) 他人の物を盗んではならない(刑法235条)
- (22) 他人を欺いて物を交付させたり、財産上の利益を得たりしてはならない
(刑法246条)
[例] ネットワークニュースでの不用品売買に参加し、代金を受け取ったが品物を送らずに引っ越しした。
- (23) 未成年者の知慮浅薄または他人の心神耗弱を利用して物を交付させたり、財産上の利益を得たりしてはならない(刑法248条)
[例] ゲームソフトウェアを小学生にねずみ講的に販売した。
- (24) 他人を恐喝して物を交付させてはならない(刑法249条)
- (25) 自分が占有する他人の物を横領してはならない(刑法252条)
- (26) 賭博をしてはならない(刑法185条)
[例] 海外のサッカーくじをWebページを通じて日本から購入した。
- (27) 富くじを発売してはならない(刑法187条)
[例] 友人と共同で私設宝くじのWebページを開設した。
- (28) わいせつな文書、図画その他の物を頒布したり、公然と陳列してはならない
(刑法175条)
[例] 海外のWebページからポルノ画像を自分のコンピュータにダウンロードし、ftp(ファイル転送機能)で友人に販売した。
- (29) 営利の目的で、淫行の常習のない女子を勧誘して姦淫させてはならない
(刑法182条)

※ 上述の全てはネットワークを使用せずに実行可能な犯罪であるが、ネットワークを使用することで、費用をかけずに広範囲に影響を及ぼす。ネットワークを介した通信の匿名性あるいは犯罪意識の希薄性から、いたずら程度の軽い気持ちでこれらの行為を行ったのであっても、取り返しのつかない結果となることを徹底する必要がある。

§ 6 違反行為に対する措置

ネットワーク・システムの管理組織（以下「管理組織」と言う）は、本規程の違反行為をした者（アカウントを盗まれた場合の盗まれた者を含む）に対し、利用資格の取消ないしその他の教育的措置をとることができる。ただし、利用資格の停止、利用資格の変更については、管理組織は、いつでも解除することができる。また、本規程の§7に定める教授会からの解除決定の通知を受けたときは直ちに解除しなければならない。なお、利用資格取消の措置を解除した時は、新規アカウントを付与するか、取り消したアカウントを復活して利用を再開することとする。

アカウント取消中または停止中の電子メールの消滅、不到達、ファイル等の削除等が発生しても、本学は、その責任を一切負わない。

これらの措置に対する不服申立等を審理するため審査委員会を設置する。審査委員会の組織等については、別に定める。

- (1) 利用資格の取消
- (2) 利用資格の停止（1年を超えない期間内に限る）
- (3) 利用資格の変更
- (4) 違反行為に使用され、または、違反行為の結果として生じたファイル、データ、プログラム等の削除
- (5) 違反行為に使用され、または、違反行為の結果として生じたファイル、データ、プログラム等への一般的もしくは個別的なアクセス制限
- (6) アカウントの停止・変更
- (7) その他の教育的措置

§ 7 違反行為に対する措置の適用手続

- (1) 管理組織が措置を講じようとするときは、違反行為の疑いのある利用者から事前に事情を聴取しなければならない。ただし、緊急を要し、事前に聴取をすることができない場合には、この限りでない。
- (2) また、違反行為に対する措置を講じたときは、24時間以内に、違反者が学生である場合には学務部に対し、それ以外の者である場合には総務部に対し、その措置を講じたこと及びその内容を通知しなければならない。
- (3) 学務部が管理組織からの通知を受けたときは、その通知を受けた時から24時間以内に、当該学生所属の学部に対し、措置が講じられたこと及びその内容を通知しなければならない。
- (4) 通知を受けた学部の教授会は、30日以内に当該学生に対する本学学則に基づく処分の要否、または、既に講じられた措置の解除の要否を決定しなければならない。
- (5) 教授会が措置の解除を決定したときは、管理組織に対し、その決定の時から24時間以内に措置解除決定及びその内容を通知しなければならない。

※違反行為に対する措置の適用手続きの例 64頁参照

§ 8 相談窓口

相談窓口に関しては、別に定めることとする（巻末「仮想大学ネットワーク利用相談室」参照）

§ 9 その他の雑則

（省略）

(2) 情報倫理の周知徹底

現在のネットワーク環境の下では、無自覚または意図的なものとして、学生や教職員が著作権侵害行為、その他の不法行為、あるいは犯罪行為など第三者に対する加害行為をしたり、逆に、第三者の行為によって被害を受けることを完全に避けることは不可能というべきであろう。学生の場合、教員による直接の監督・指導が行き届かない利用形態においては、特にそうである。もし、学生が何らかの意味での加害者となる場合には、インターネット環境を設置している者としての大学が社会的責任を問われることもあり得る。

これらの加害行為または被害の防止のためには、講習会、正課教育、広報活動等を通じて、パスワード管理の重要性、インターネット環境の特質、情報倫理の基本的内容などを学生に十分に理解させ、これらを周知徹底することが重要である。また、その周知徹底をより確実なものにするための具体的方策として、情報倫理講習などの受講を利用資格としてのアカウントやパスワード付与のための要件としたり、情報倫理の基本的内容などを習得していない学生に対してはネットワーク利用を制限・禁止することなどが考えられる。

情報倫理の周知徹底のためには、学生や教職員に対する教育・研修だけでは十分とは言えない。大学は、教育・研究という立場から、各大学におけるネットワーク設置の趣旨に照らして最も適切な方法で、ネットワーク利用者すべてに対して、情報倫理に関する情報を提供し続けることが望ましい。また、ネットワーク利用の開始に際して、後に実例として掲げる「同意書」や「契約書」などによって各利用者へもルールの徹底を図り、あるいは、情報倫理違反事例とそれに対する対応に関する情報の提供をすることも重要である。

また、条文の形式による関連規程の整備と併せて、一般利用者にも理解しやすい形式で編集したガイドラインやパンフレットなどを準備し、ネットワーク利用者や情報倫理講習等の受講者である学生に対しては全員配布するなどして、一般利用者レベルでの啓蒙活動にも力を入れる必要があろう。

さらに、大学は、ネットワークの管理者として、問題発見のための継続的な努力を尽すこと、そして責任ある対応をとることが望まれる。

情報倫理周知徹底のために考えられる方策

- 情報倫理規程の策定
- 正課授業での情報倫理教育実施
- 学生向け講習会の実施、教職員向け研修会の実施
- 広報活動（ガイドライン、パンフレット）
- ネットワーク利用資格取得の際の同意書、契約書の取り交わし
- 大学による情報収集と利用者への提供

(3) 違反行為の発見

正課授業で発生するトラブルの発見や予知の方法としては、教員が授業の範囲内で責任をもって対応することが望ましい。その他のトラブルの発生の可能性については、大学内でネットワークを実際に管理・運営するセクションが責任をもって対処すべきである。この責任ある対処の中には、違反行為に関する情報収集も含まれる。

しかし、現実には、ネットワーク上の出来事の全てを組織的に調査・点検など不可能である。仮にそれが可能であったとしても、そのようにすることが、ネットワーク上の個人情報やプライバシーの保護と抵触する危険性があり、また、教育環境という観点からも、大学の教員と学生との間の信頼関係を危うくすることにもなりかねず、妥当でない。

そこで、考えられる方法としては、後に掲げる学生や学外者を含む利用者からクレームを受け付けるための窓口をネットワーク上に設けたり、情報倫理やネットワーク上のトラブルに関する電子掲示板サービス、ネットワーク・ニュースやメーリング・リストを設置し、これらによる情報交換を継続的に行うことなどが考えられる。他方、大学のWebページ上で、ネットワークの利用者に対する各種苦情処理サービスを提供し、または、そのようなサービスを提供している公的団体等(コンピュータ・ウイルス発見の場合のIPA^{*3}を含む)のサイトへの分かりやすいリンク集を準備しておくことも重要と思われる。

*3 『Information-technology Promotion Agency 情報処理振興事業協会』 (<http://www.ipa.go.jp/index.html>)

(4) 違反行為に対する対処

違反行為に対する対処には、ネットワークの管理者としての対処と、学則違反行為ないし法律に反する行為としてとらえ大学（法人）の処分とする対処とがある。

具体的には、即時的な対処としては、当該記事やWebページ（データ）の削除、アクセスの禁止、当該利用者の利用登録・資格の停止・取消などが考えられ、また、最終的な学則上の処分としては、事案の内容・程度に応じて、退学処分、停学処分、注意処分、その他の教育的措置等があり得る。

即時的な対処としてのネットワークの利用停止・取消などの措置は、ネットワーク管理者として、ネットワークの運営・維持上の必要上からなされるものであり、緊急の対応が求められることから、ネットワーク管理者の責任と権限の範囲内でなされるものであるが、この措置をもって学生などの身分に関する最終的な処分とすることはできない。これに対し、学則上の処分は、学則に定める規定に基づく罰則の適用ないし人事上の処分であり、一般に、教授会（学生・教員の場合）や人事担当部署（職員等の場合）の所定の手続を経ることが必要である。

このように、ネットワーク管理者としての即時的な対処と最終的な学則上の処分とは相互に性質を異にするものである。したがって、各大学の実状に応じて、ネットワークの利用に関する措置と学則上の処分との関係を明確に意識した上で、緊急の措置を実行可能とするための各種関連規程の整備、組織の確立がなされるべきである。また、ネットワーク管理者による措置は、緊急の対応を要するものが多いと予想されるとはいえ、ネットワークの利用者に対して重大な影響ないし、不利益を与えるものであることは否定できない。例えば、ネットワークの利用を前提とした必修科目の授業を受講している学生について、システム利用停止ないしアカウント取消の緊急措置がとられると、実質的には停学処分と同等以上の罰則を適用したのと同じ効果が生じることもあり得る。現実に、某大学において、不正使用を行った学生を一定期間利用停止にしたことに対し、担当教員から「課題利用ができないから利用停止を解除せよ」との要求がなされた事例がある。したがって、当該緊急の措置をする手続や不服申立などに関する規程も予め検討し、準備しておく必要があろうし、さらに、学則に基づく最終的な処分との整合性を保つために、各大学の組織及び実状に応じて、教授会等への連絡・通知の方法、緊急措置の解除方法などについても周到な検討が必要となろう。他方、最終処分としての学則上の処分は、各大学によってその内容および手続とも異なると思われるが、実際の例としては、期末試験における不正行為に対するもの

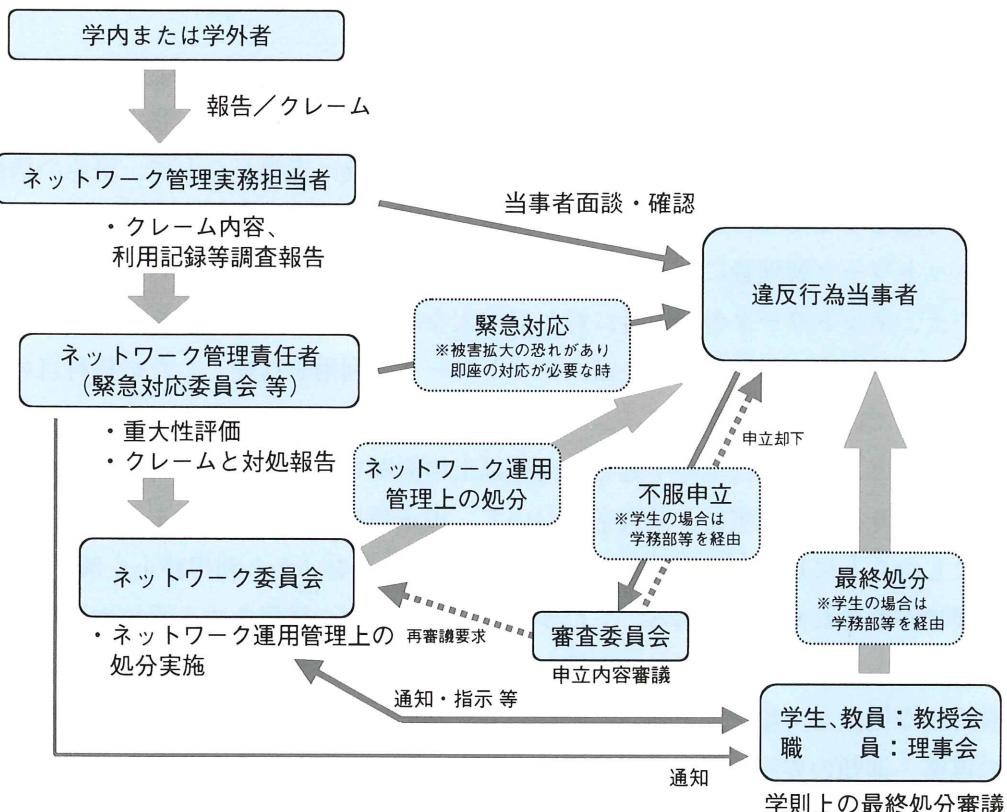
と同程度の厳しい処分を行うことが一般的になりつつある。情報倫理の授業に関しては、当該担当教員が学生の行動に対する第一次的な教育・指導責任を有することを考えると、情報教育担当教員を含む教職員に対する情報倫理教育の実施・徹底の重要性を更に深く認識すべきである。

なお、アメリカ合衆国の例を見ると、カリフォルニア州の刑法は、大学の学生に関しては、コンピュータ犯罪者に対する刑事処分（拘禁刑及び罰金）や矯正措置（一定年限のコンピュータ使用禁止措置等）に準じた措置を各大学の学則の中で定めることを求めており、参考となろう^{※4}。

^{※4} 『カリフォルニア州（U.S.A.）の「1989年コンピュータ犯罪法」（仮訳）』
(http://www.isc.meiji.ac.jp/~sumwel_h/doc/code/act-1989-California.htm)

「参考」違反行為に対する措置の適用手続きの例

本倫理規程モデルの§7に記載した違反行為に対する措置の適用手続きについて、学内のネットワーク管理組織における審議手順を考慮した一つの例を掲げる。



「違反行為に対する措置の適用手続きの例」

